

# 第3次海田町地域福祉計画

## ～地域共生社会の実現に向けて～

---

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

令和2年3月

広島県海田町



## はじめに



本町では、平成 21 年 12 月に策定した海田町地域福祉計画を 5 年ごとに見直しながら、地域福祉の推進に取り組んできたところであり、このたび、社会福祉法の改正など第 2 次計画策定以降の社会福祉制度の変化を踏まえ、第 3 次海田町地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、各福祉分野が共通的に取り組むべき事項について一体的に定める、いわば福祉分野の上位計画と位置付けており、第 2 次計画で掲げた基本理念「みんなが主人公！支え合うまち・海田～住民一人ひとりが主人公になって、安心して暮らし、幸せを感じる、支え合うまち・海田をつくろう。～」を引き継ぐとともに、新たに「地域共生社会」の実現に向けて、5 つの基本目標を掲げ取り組むことといたしました。

超高齢社会や人口減少社会の進行をはじめ、社会構造が変化する中、本町においても、社会的な孤立や 8050 問題などの課題や、生活困窮を背景とした問題など、従来の制度や支援だけでは対応することが困難となり、暮らしや健康、福祉に関する新たな地域生活課題も現れ始めております。また、前計画期間中における平成 30 年 7 月豪雨災害では本町も大きな被害を受け、町民の皆様の防災意識は高まっていると感じております。

こうしたことから、これまで以上に住民同士や多様な主体がつながりを深め、地域における支え合いや、その担い手を広げることが必要となっております。

今後は、この計画に基づき、誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割をもち、助け合いながら、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでまいります。また町民や関係機関の皆様と緊密な連携を図りながら取り組んでいくことが重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただいた海田町地域福祉計画策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

海田町長

**西田 祐三**

# 目次

はじめに

<b>第1章 地域福祉計画策定の前提</b> .....	1
1 地域福祉計画策定（見直し）の背景と目的 .....	1
2 地域福祉と地域共生社会 .....	4
3 地域福祉計画とは .....	6
4 地域福祉計画の策定の基本的視点 .....	6
5 地域福祉計画の位置づけ .....	7
6 計画期間 .....	8
7 圏域の考え方 .....	8
8 計画策定の体制 .....	9
9 計画に盛り込むべき事項と計画の構成 .....	9
<b>第2章 地域福祉の現状と課題</b> .....	12
1 海田町の地域福祉の概況 .....	12
2 住民意識からみる海田町地域福祉の特性と留意点 .....	16
3 前計画（第2次海田町地域福祉計画）の振り返り .....	22
4 海田町地域福祉の課題 .....	26
<b>第3章 地域共生社会の実現に向けた基本理念と目標</b> .....	28
1 基本理念 .....	28
2 基本目標 .....	29
【第3次海田町地域福祉計画の体系】 .....	31
<b>第4章 地域福祉推進のための取組</b> .....	32
1 地域福祉を支える心と人づくり .....	35
2 つながりと支え合いの活動づくり .....	41
3 安心してサービスを利用できる条件づくり .....	51
4 だれもが安心して暮らせる環境づくり .....	58
5 包括的な支援体制づくり .....	64
<b>第5章 計画の推進方策</b> .....	71
1 計画の周知と共有化 .....	71
2 計画の進行管理 .....	72
<b>資料編</b> .....	73
I 計画策定の経過 .....	74
II 海田町地域福祉計画策定協議会設置要綱 .....	75
III 海田町地域福祉計画策定協議会委員名簿 .....	76

# 第1章 地域福祉計画策定の前提

## 1 地域福祉計画策定（見直し）の背景と目的

海田町では、平成21(2009)年12月に「海田町地域福祉計画」（第1次）、平成27(2015)年3月に「第2次海田町地域福祉計画」を策定しています。

「第2次海田町地域福祉計画」の計画期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度[令和元年度]までとなっています。

「第2次海田町地域福祉計画」を策定して以降においては、地域福祉計画が規定されている社会福祉法の改正（最終：平成30年6月8日公布（平成30年法律第44号）改正）がありました。

この間の改正などによる地域福祉に関わる主な変更点としては、次のようになります。

○地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること

※社会福祉事業法（平成12年に社会福祉法に改題）では、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するに当たっては、医療、保健その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」（同法3条の2）と規定され、地域住民等は理解と協力を得るべき存在にとどまっていた。

○市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする

○市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること など

また、国（厚生労働省）においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトに掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた取組が進められています。

近年における社会的状況としては、少子高齢化の一層の進行や間近に迫った2025年問題（団塊の世代すべてが75歳以上）などがあり、加えて、引きこもりや児童・高齢者及び障がい者等への虐待、高齢ドライバーによる交通事故、災害時・緊急時の要配慮者への対応など、課題が山積しているといえます。

これらの問題・課題は、行政（公的なサービス・制度）だけで対応・解決できるものではありません。地域住民や自治会、ボランティア団体、民間事業者など様々な人々・主体が、共通の目標を持って協力・連携し、支え合いながら、地域福祉の推進、そして地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

加えて、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」では、国際社会の普遍的な目標が示され、その中に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」といいます。）として17のゴールと169のターゲットが掲げられています。SDGsは、貧困に終止符を打ち、地球を保

護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけ、基本的理念として「誰一人取り残さない」ことが誓われています。「誰一人取り残さない」とは、地域共生社会の実現に向けた究極的な目標ともいえ、本計画においてもSDGsの考え方などを考慮することが大切です。

我が国においても、平成28(2016)年12月、8つの優先課題を掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定されました。その中では、地方自治体などにおけるSDGsの推進も明記されています。

・各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダー\*との連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。

一方、海田町においては、平成30(2018)年3月に自殺対策基本法に基づいた「いのち支える海田町自殺対策計画」を策定しており、保健・福祉部門の計画として、この計画を加えて地域福祉計画を策定(見直し)する必要があります。

こうした社会福祉法の改正、海田町における地域福祉の現状や取り巻く環境の変化、地域共生社会の実現に向けた流れ、課題などを踏まえ、「第3次海田町地域福祉計画」を策定します。

#### 参考) 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### ※アジェンダ

予定表、議事日程、協議事項、検討課題、行動計画などのことをいいます。ここでの意味は「人間、地球及び繁栄のための行動計画」です。

#### ※ステークホルダー

企業・行政・団体等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者のことです。

## <つづき>

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 地域福祉と地域共生社会

### 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が安心して、いきいきとした生活が送れるように、自分たちが住む「地域」を中心に考え、住民や地域の団体、事業所、行政等が、ともに支え合い、協力して進める取組のことです。

介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保などに関する地域生活課題については、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い・助け合い（共助）、公的な制度（公助）による解決が考えられますが、地域福祉とは、自助・共助・公助の連携によって解決していこうとする取組です。

地域福祉の推進に努める主体（担い手）は、地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者）です。社会福祉法（第4条第1項）では、地域住民等は「（前略）地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

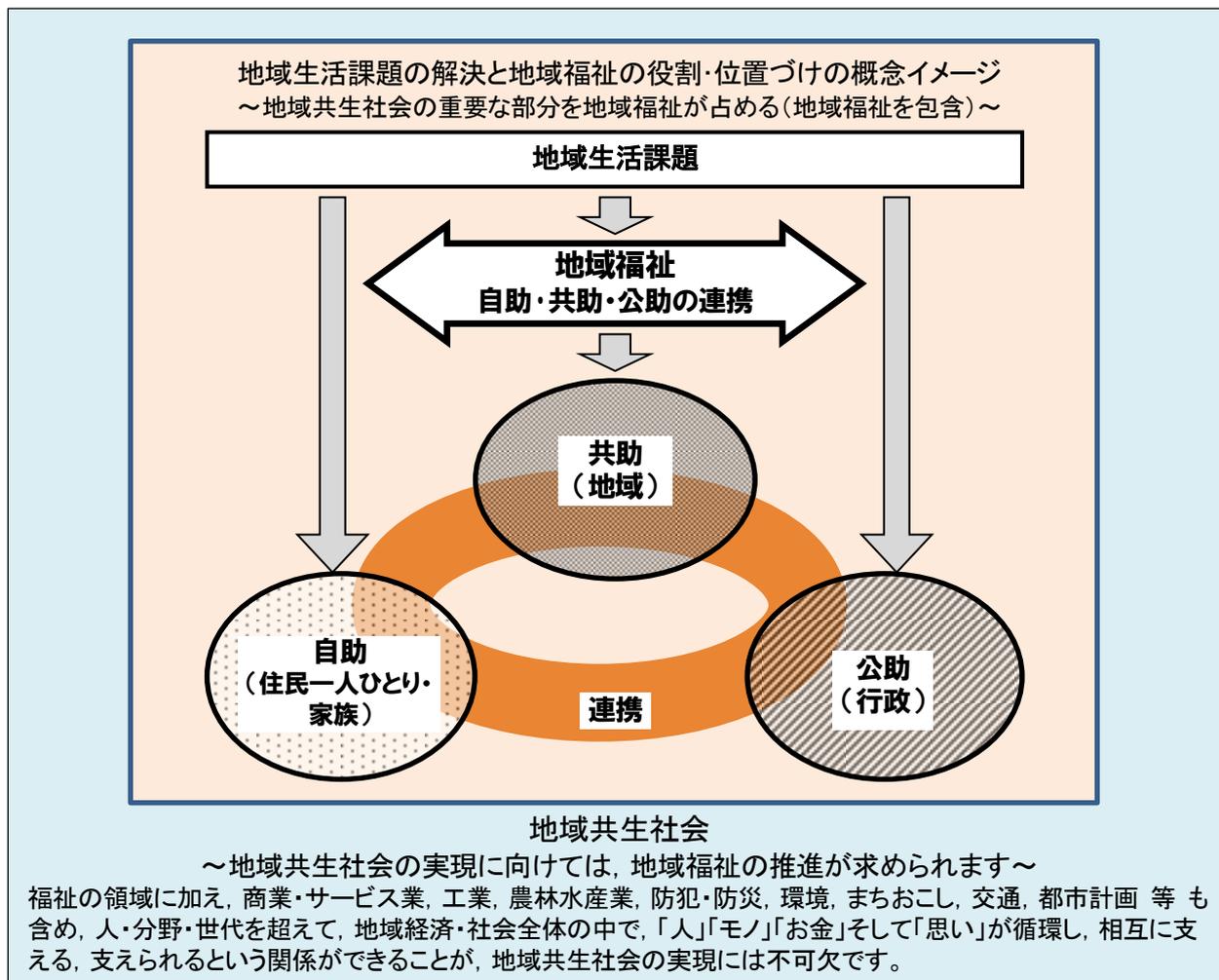
### 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をさします。

地域共生社会の実現には、福祉の領域に加え、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが不可欠です。

これは、社会福祉法に規定されている「（前略）福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とする地域福祉推進の目的と相通ずるものであり、地域共生社会の実現に向けては地域福祉の推進が求められます。

つまり、地域共生社会の重要な部分を地域福祉が占める（地域共生社会が地域福祉を包含する）ことになり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられます。



※地域生活課題

改正社会福祉法では、地域生活課題を「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定されています。

<地域生活課題の例>

- ・災害時などにおいて、自分一人で避難ができないこと。
- ・高齢等によって、自分一人でゴミ出し、庭の草取りや掃除ができないこと。
- ・引きこもって、地域や社会とのかかわりを持っていないこと。
- ・子育て中の保護者が育児に対して様々な不安を抱いていること。
- ・子どもが安心して過ごせる遊び場、居場所がないこと。
- ・認知症の症状について地域の人々の理解が十分でないこと。
- ・相談相手、話し相手が誰もいないこと。
- ・地域の伝統文化の継承が、担い手の不足によって難しくなっていること。

\*\*\*\*\*参考：自助・共助・公助について\*\*\*\*\*

**自助**

○一人ひとり（個人）や家族が努力すること・取り組むこと。「自分でできることは自分で行うこと」が基本になります。

**共助**

○自助努力では解決や行うことが困難なこと（地域の生活課題）について、近所や友人・知人、さらには地域で助け合うこと、協力して取り組むこと。「地域住民等の支え合い」が基本になります。

**公助**

○自助や互助・共助だけでは解決や行うことが困難なことについて、行政が取り組むこと（公的サービス、支援）。地域福祉の面からは、「自助、共助の支援や地域福祉推進の基盤づくり」が基本になります。

### 3 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく計画です。

また、地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等（社会福祉法第 4 条）の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30(2018)年 4 月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

「第 3 次海田町地域福祉計画」では、海田町として取り組むべき地域福祉に関わる取組の方向性や必要な施策などとともに、地域福祉の推進に努める主体である地域住民等の取組（期待する取組）を自助、共助として明らかにします。

⇒本計画に盛り込む事項については、「9 計画に盛り込むべき事項と計画の構成」に記しています。

### 4 地域福祉計画の策定の基本的視点

地域福祉計画の策定の基本的視点として、厚生労働省の社会保障審議会福祉部会によって示されている 4 つの理念に即するとともに、地域共生社会の実現に向けて国より示されている 5 つの視点を考慮することとします。

#### 【地域福祉計画の策定の基本的視点 1：「地域福祉推進の理念」に即する】

##### ●住民参加

○地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が大前提です。

##### ●ともに生きる社会づくり

○地域福祉の推進は、多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。

##### ●男女共同参画

○地域福祉の推進は、男女共同参画の視点が必要です。

##### ●福祉文化の創造

○地域住民自らが主体的に関わり地域福祉を推進することが、それぞれの地域に個性ある福祉文化を創造していくことにつながります。

#### 【地域福祉計画の策定の基本的視点 2：「地域共生社会の実現に向けての視点」を考慮する】

##### ●それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦

##### ●すべての地域の構成員の参加・協働

##### ●重層的なセーフティネットの構築

##### ●包括的な支援体制の整備

##### ●福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造

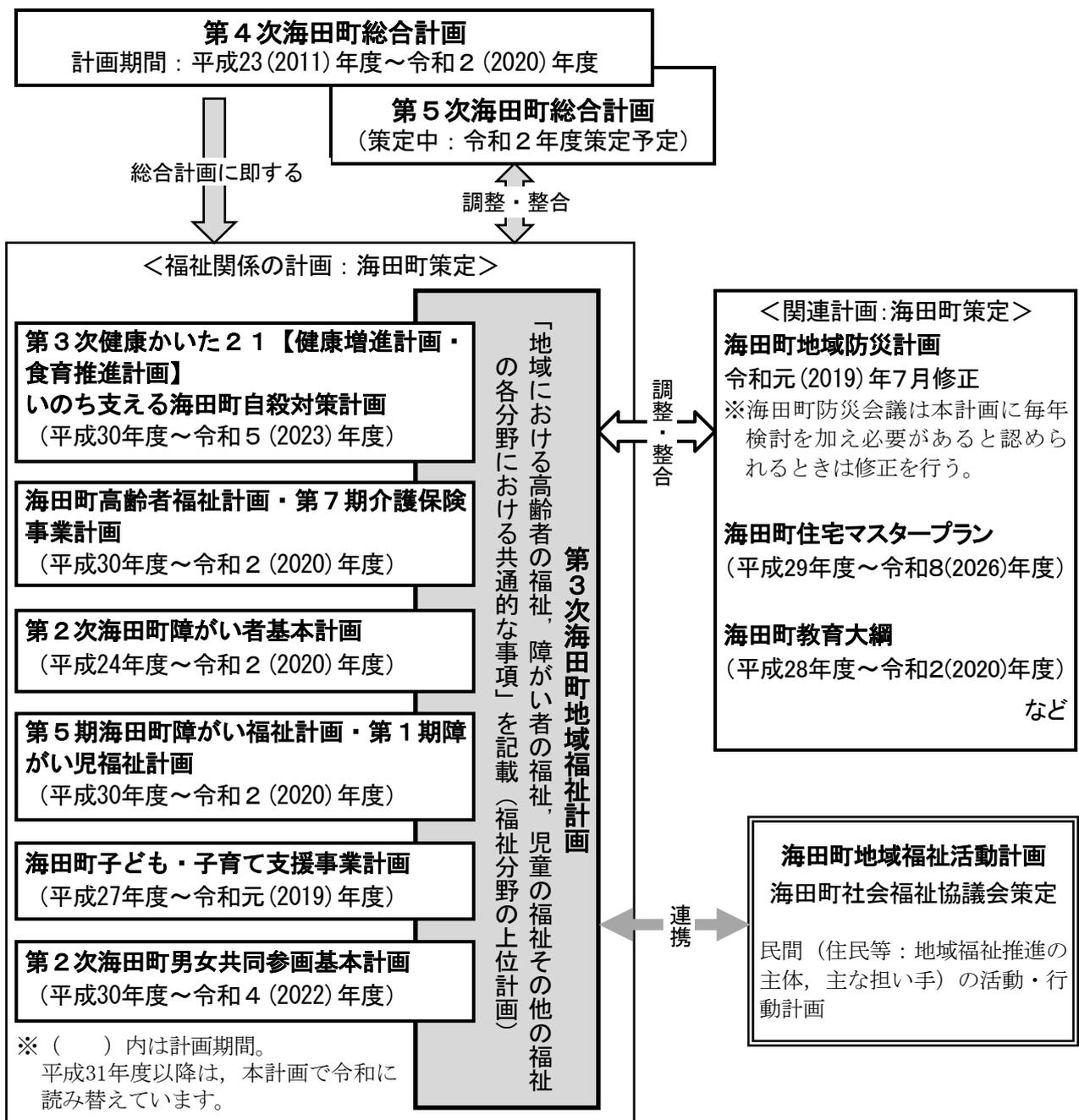
## 5 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、各福祉分野が共通的に取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、平成30年(2018)4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、任意とされていた策定が努力義務とされました。

「第3次海田町地域福祉計画」では、海田町の最上位計画である「第4次海田町総合計画」に即するとともに、現在策定中の「第5次海田町総合計画」(令和2年度策定予定)との調整・整合を図ります。

また、福祉に関する諸法律に基づく個別の計画(下図を参照)及び関連計画との調整・整合を図るとともに、海田町社会福祉協議会が策定した「海田町地域福祉活動計画」との連携に努めます。なお、「第3次海田町地域福祉計画」の策定において考慮すべき新たな計画として、「いのち支える海田町自殺対策計画」があります。

【地域福祉計画と他の関連計画との関係】



## 6 計画期間

本計画の計画期間は5年間で、令和2(2020)年度～令和6(2024)年度とします。

## 7 圏域の考え方

地域生活課題の多くは、身近でないと気づきにくかったり、見えにくかったりすることが多いといえます。

このため、隣近所や友人・知人、親戚など、より身近な人の存在とその態勢が重要です。同時に地域(組織)として対応することも不可欠であり、より小さな圏域を単位として取り組むことが求められます。

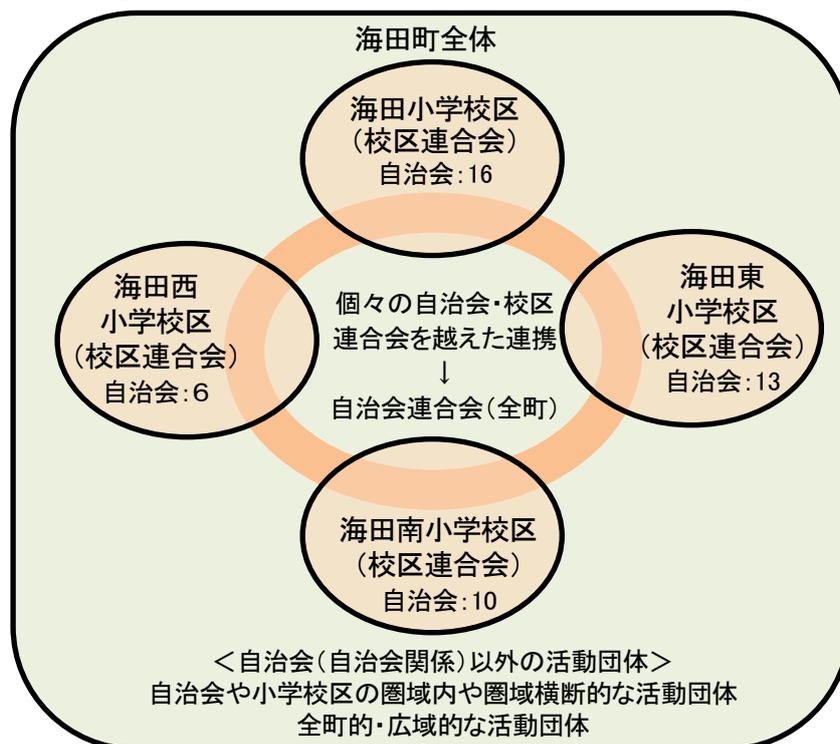
海田町においては、町内に45の自治会があり、海田町社会福祉協議会を通じて各自治会で福祉委員を選任し、パイプ役となって様々な活動に取り組んでいます。現状は、福祉委員の高齢化や確保の難しさなどの問題がありますが、この仕組みを維持・充実させ、地域福祉を担う基礎的圏域とすることが重要です。

次の圏域としては、4つの小学校区があり、自治会は校区連合会を組織しています。また、小学校区レベルの活動拠点の活用、住民や様々な主体の交流・連携、活動展開を目指すことになります。

さらに、海田町には2つの中学校区がありますが、それほど広い町域ではないこと、自治会連合会は全町で組織されている(中学校区はない)こと、中学校区単位での行政サービスは教育施策に限定されていることから、地域福祉に関わる小学校区の次の圏域は全町とします。この圏域では全町レベルの活動拠点の活用、民間の介護サービス施設の活用、住民や様々な主体の交流・連携、全町的な活動展開を目指すことになります。

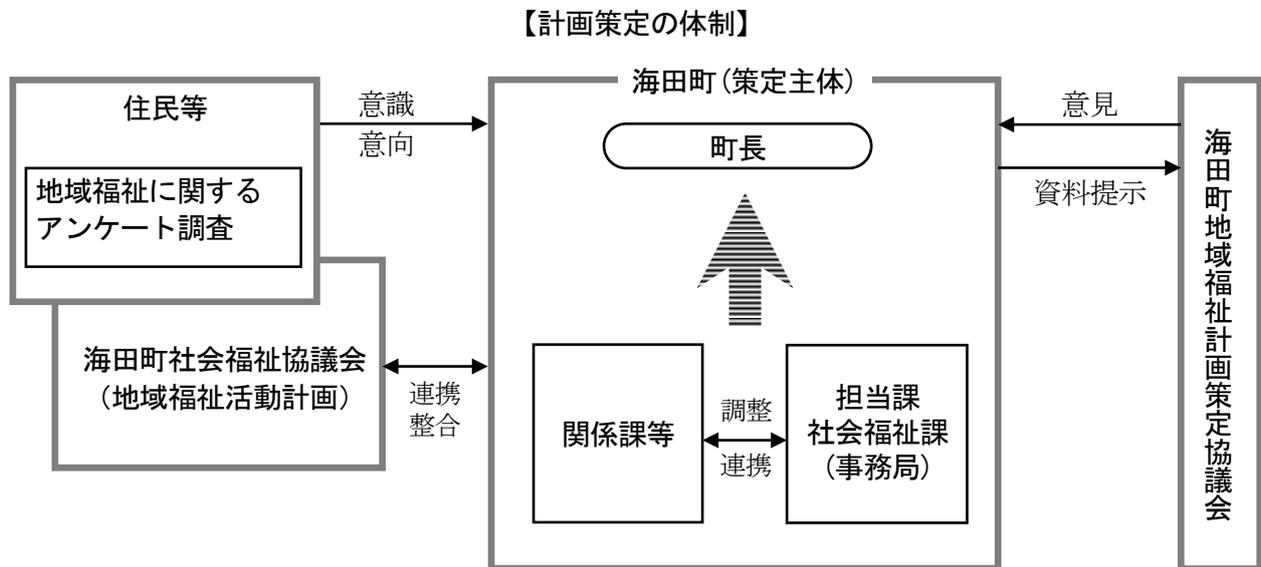
こうした圏域を基本にしつつ、圏域を超えた形でも住民や様々な主体が交流し、連携・協働していけるよう、圏域を重層的かつ柔軟に捉えることとします。

【海田町における圏域と活動団体の構成(概念図)】



## 8 計画策定の体制

本計画は、アンケート調査などにより住民等の意見を踏まえるとともに、海田町社会福祉協議会との連携を図りながら、海田町地域福祉計画策定協議会での協議を通じ、海田町福祉保健部社会福祉課が担当課（事務局）となって関係課等との調整・連携のもとに策定します。



## 9 計画に盛り込むべき事項と計画の構成

### (1) 計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込む事項は、社会福祉法第107条第1項に規定されているとともに、国（厚生労働省）の通知などにより盛り込む事項が示されています（下記を参照）。

また、計画の達成状況を住民等に明確に示すため、数値目標の設定などを検討します。なお、施策の中には数値目標になじまないもの、数値の把握が難しいものもあり、その場合にはより具体的な目標の設定に努めます。

#### <地域福祉計画に一体的に定める事項（社会福祉法第107条第1項）>

- (1) 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項…法改正で追加
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項（包括的な支援体制の整備に関する事項）…法改正で追加

#### <厚生労働省の通知等により計画に盛り込む事項>

- 「要援護者支援に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（要援護者支援に係る実施通知）」「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（平成19年）

- ・要援護者の把握方法
- ・要援護者情報の共有
- ・要援護者の支援（見守り活動や助け合い活動，緊急対応に備えた連絡体制など）
- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等（平成22年）
  - ・高齢者等の孤立（所在不明問題）の防止にも対応可能な，地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくり
- 地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等（平成24年）
  - ・地域において支援を必要とする者の把握のための関係部局・機関との連絡・連携体制の強化の徹底
  - ・個人情報の取扱い（事業者や民生委員等から得られる，地域において支援を必要とする者（生活に困窮された方）の情報など）
  - ・孤立死対策等に有効な取組みを行っている自治体の事例
- 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項（平成26年）
  - ・生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
  - ・生活困窮者の把握等に関する事項
  - ・生活困窮者の自立支援に関する事項 など

（市町村地域福祉計画）…再掲

第107条 市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

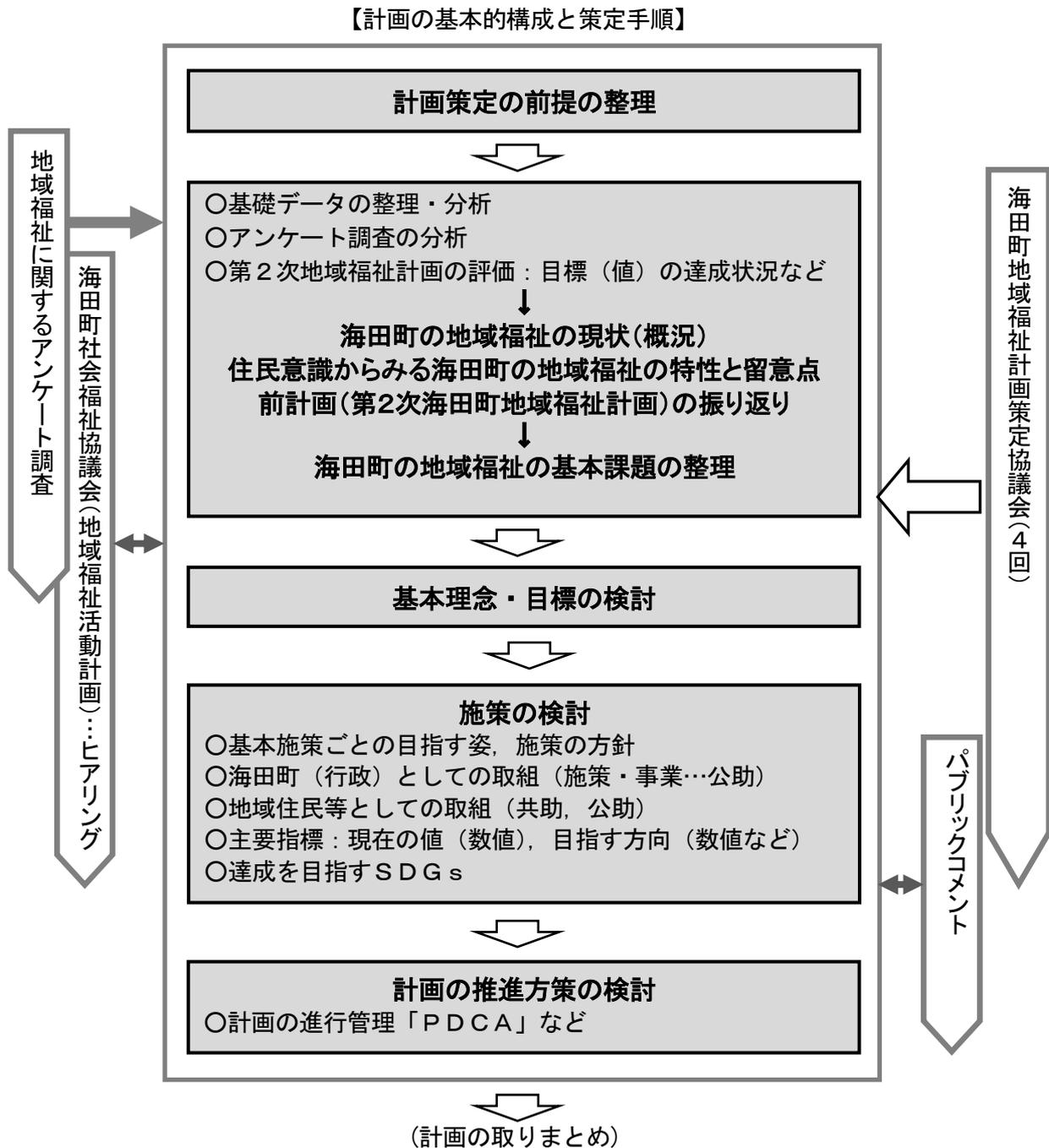
- (1) 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査，分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときは，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

<法改正前の計画に定める事項（第2次海田町地域福祉計画）>

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (2) 計画の構成イメージと策定手順

本計画の基本的構成と策定の手順(フローチャート)は、次のようになります。



## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 1 海田町の地域福祉の概況

#### (1) 地域福祉を支える団体や活動

海田町において、住民や民間組織が中心となって地域福祉を支えている団体とその活動概況を整理すると、次のようになります。

なお、福祉に関わる各種サービス事業所などは、この後の「(2) 地域福祉を支える公共公益施設」に記載しています。

#### 【組織的な活動】

##### ●海田町社会福祉協議会

海田町において、住民・民間の福祉活動の中心を担う組織が海田町社会福祉協議会です。

海田町地域福祉活動計画を策定し、3つの基本目標のもとに地域リーダーの確保・育成や助け合いの体制づくり、高齢者や障がい者などへの社会的支援、災害ボランティアセンターの運営、地域や学校における福祉教育・学習の推進、ボランティアの育成と活動支援などに取り組んでいます。

また、海田町からの委託事業である地域支え合いセンター、障害者相談支援センター、生活支援体制整備事業などに取り組んでいます。

##### ●自治会・自治会連合会

地域福祉の包括的かつ中心的な担い手としての役割が期待され、防犯・防災、清掃美化、住民の親睦・世代間交流、地域の伝統文化の継承など、安全・安心で住みよいまちづくりに取り組んでいます。

海田町には45の自治会があり、4つの小学校区を単位に体系化（校区連合会）され、さらに町全体の自治会連合会があり、自治会ごとに自治会長、小学校区ごとに連合会長、さらに自治会連合会長が選出されています。

また、防犯組合連合会や交通安全協会は、自治会長が代議員となっています。

##### ●海田町老人クラブ連合会

老人クラブは、60歳以上の方ならだれでも会員になれる組織で、「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」をメインテーマとして、日常的に高齢者の健康づくりや交流、奉仕活動に取り組んでいます。

また、年数回、スポーツや芸術文化などに関する全体的な催しが開催されます。

##### ●海田町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、会員の生きがいづくりと活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とした公益社団法人（都道府県知事の指定）です。

定年退職後等において、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が、センター会員として登録し、センターが引き受けた地域社会の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を提供しています。

##### ●海田町公衆衛生推進協議会

海田町公衆衛生推進協議会では、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンなどの環境美化活動に加え、地球温暖化対策の出前講座、地域のごみステーションの美化、健康ウォーキングの開催などに取り組んでいます。

### ●民生委員児童委員協議会

地域と密接に関わり、行政とのパイプ役を担いながら、民生委員・児童委員の活動を進めています。

### ●食生活改善推進協議会

地域での健康づくりの推進役となる食生活改善推進員を育成し、親子料理教室や年代に応じた栄養満点メニューを紹介する調理実習、食育出前講座などを行っています。

### 【専門職としての活動】

#### ●安芸地区地域活動栄養士会

安芸地区地域活動栄養士会の栄養士が、保育所・幼稚園に出向き、保護者を対象に「食育出前講座」を行っています。

#### ●海田町医師会

海田町医師会や医療機関と行政が連携しながら、住民の健康の保持・増進に向けて取り組んでいます。

#### ●海田歯科医師会

海田歯科医師会や歯科診療所と行政が連携しながら、住民の歯の健康の保持・増進に向けて取り組んでいます。

#### ●安芸地区地域歯科衛生士会・広島県歯科衛生士会安芸地区

安芸地区地域歯科衛生士会・広島県歯科衛生士会安芸地区と行政が連携しながら、住民の歯の健康の保持・増進に向けて取り組んでいます。

### 【個別的・テーマ的な活動, 身近な活動】

#### ●福祉関係の団体

福祉に関わる団体（任意のボランティア団体、NPOを除く）としては、下記の団体があります。

- ・心身障害児（者）父母の会
- ・海田町身体障害者福祉協会
- ・海田町母子寡婦福祉連合会

#### ●ボランティアの団体

海田町では、高齢者・障がい者支援、環境保全活動（瀬野川の環境美化や河川敷の活用など）、演劇等による慰問、おもちゃの修理と交流、手話学習、道路・公園等の清掃・維持管理（広島県アダプト制度、海田町道路里親制度）、子どもの見守りなど、幅広い分野でボランティア団体が組織され、活動が展開されています。

このうち、海田町社会福祉協議会に登録しているボランティアは11団体（令和元年10月末現在）あります。

#### ●NPO法人

海田町内に主たる事務所があるNPO法人（特定非営利活動法人）は5法人あり、いずれも地域福祉に関わる活動内容となっています。

- ・安芸ソーシャルサポートの会：児童発達支援、放課後等デイサービスなど
- ・海田なかよし実習所：障がい者の技術習得訓練や生活指導・生活支援など
- ・チルドリンひろしま：男女共同参画など
- ・道しるべ：要介護者、身体障がい者等への輸送サービス（福祉有償運送）など
- ・FOOT&WORK：精神障がい者、知的障がい者の支援など

## (2) 地域福祉を支える公共公益施設

海田町における地域福祉を支える主な公共公益施設は、次の図及び表のようになり、多分野の施設がコンパクトな地域空間の中に数多く立地しています。

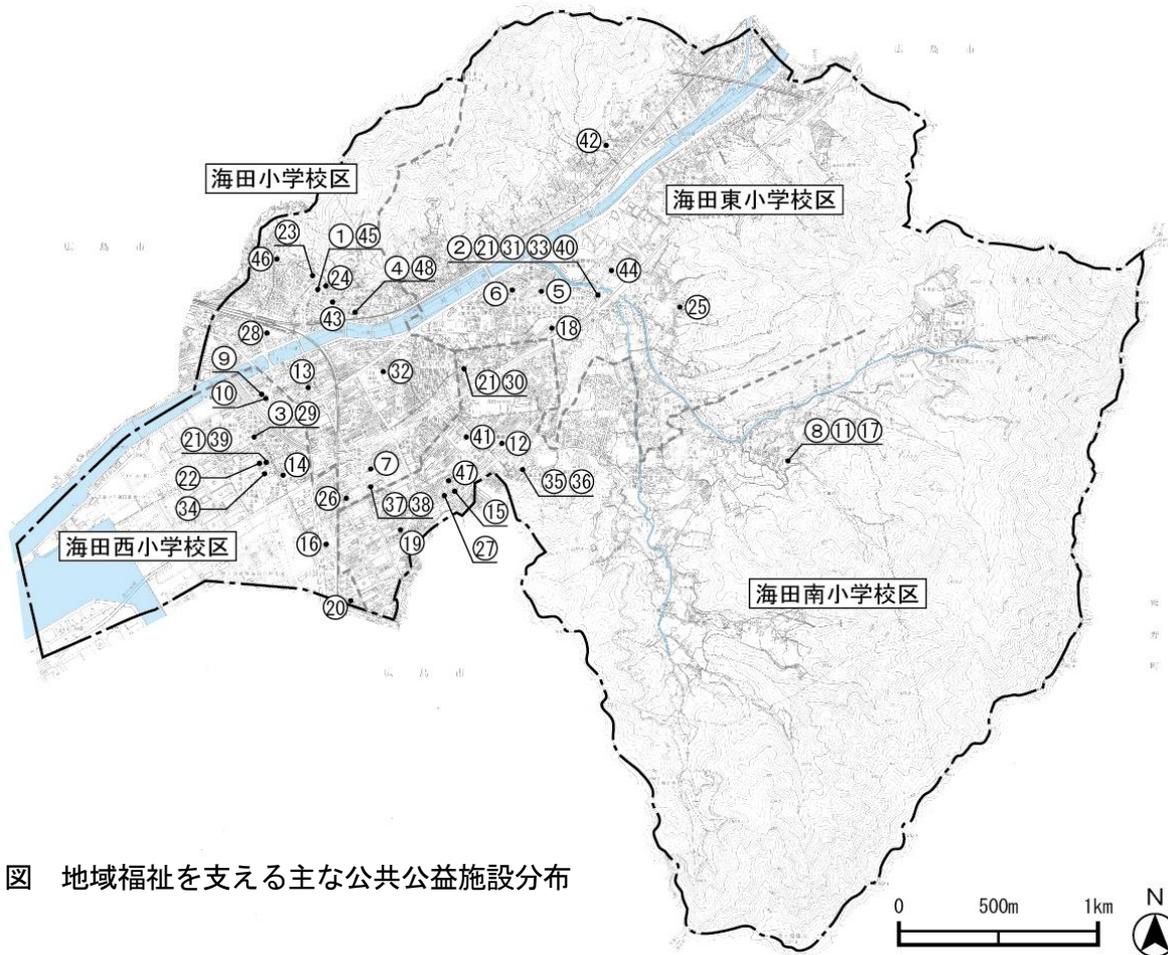


図 地域福祉を支える主な公共公益施設分布

表 地域福祉を支える主な公共公益施設

(1/2)

区分	番号	名称	整備主体	備考
保健	1	海田町保健センター	町	
老人福祉・介護	2	海田東老人集会所	〃	海田町民センター等と一体
	3	海田町シルバープラザ	〃	海田町シルバー人材センター
	4	海田町地域包括支援センター	〃	海田町役場内
	5	海田じらく房(小規模多機能型居宅介護)	民間	
	6	ニチイケアセンター広島海田(グループホーム)	〃	
	7	安芸ひまわり(グループホーム)	〃	
	8	エバーグリーンホーム(特別養護老人ホーム)	〃	
	9	介護老人保健施設さくら(介護老人保健施設)	〃	
	10	山本整形外科病院(介護療養型医療施設)	〃	
	11	エバーグリーンホーム(ケアハウス)	〃	
	12	特別養護老人ホーム花みずき(小規模特養)	〃	
	13	ソーシャルハウス灯台(有料老人ホーム)	〃	
	14	ケアビレッジなごみ(サービス付き高齢者向け住宅)	〃	
	15	ケアビレッジゆき(サービス付き高齢者向け住宅)	〃	
	16	安芸地区医師会総合介護センター	〃	

表 地域福祉を支える主な公共公益施設

(2/2)

区分	番号	名称	整備主体	備考
障がい者福祉	17	エバーグリーンホーム(身体障害者療護施設)	民間	
	18	ユキ園(就労継続支援B型)	〃	
	19	海田なかよし実習所(地域活動支援センター)	〃	
	20	清風会海田工場(就労継続支援A・B型)	〃	
児童福祉	21	子育て支援センター ※ひまわりプラザ, 海田児童館, 町民センター	町	3か所: 各施設内
	22	つくも保育所	〃	
	23	明光保育園	民間	
	24	龍洞保育園	〃	
	25	小さくら保育所	〃	
	26	海田保育園	〃	
	27	さいわい保育園	〃	
	28	みどりのなあーさりい	〃	
	29	託児センターひまわりランド	〃	海田町シルバープラザ内
	30	海田児童館	町	
	31	海田東児童館	〃	海田町民センター等と一体
	32	海田児童クラブハウス(海田小学校区児童クラブ)	〃	
	33	海田東児童クラブハウス(海田東小学校区児童クラブ)	〃	海田町民センター等と一体
	34	海田西児童クラブハウス(海田西小学校区児童クラブ)	〃	
35	海田南第1児童クラブハウス(海田南小学校区児童クラブ)	〃		
36	海田南第2児童クラブハウス(海田南小学校区児童クラブ)	〃		
地域福祉	37	海田町福祉センター	町	海田町社会福祉協議会
	38	ボランティアセンター	〃	海田町福祉センター内
生涯学習・文化交流	39	海田町ひまわりプラザ	町	
	40	海田町民センター	〃	
	41	海田町立図書館	〃	
	42	海田町ふるさと館	〃	
	43	海田公民館	〃	
	44	海田東公民館	〃	
	45	海田町住民活動センター	〃	海田町保健センター内
	46	真田会館	〃	
47	海田南コミュニティホーム	〃		
総合	48	海田町役場(社会福祉課など)	〃	

## 2 住民意識からみる海田町の地域福祉の特性と留意点

### (1) アンケート調査の概要

#### ■調査の目的

この調査は、第3次海田町地域福祉計画を策定するための基礎的資料として、住民の地域福祉に対する意識や地域福祉活動への参加状況などを把握し、新たな計画に反映することが目的です。

#### ■調査対象

18歳以上の町民：2,000人

#### ■調査の実施方法と調査期間

##### <実施方法>

前記対象者への無記名アンケート調査方式

郵便による、調査票の配布・回収

##### <調査期間>

郵送配布：令和元（2019）年8月1日（木）

投函締切：令和元（2019）年8月26日（月）

※令和元（2019）年9月9日（月）到着分まで受付

##### <調査票の配付・回収状況>

回収数：616票

回収率：30.8%

### (2) 住民意識からみる海田町の地域福祉の特性と留意点

前記のアンケート調査の結果に関して、前回調査（平成26年8月実施）との比較を行いながら、住民意識からみる海田町の地域福祉の現状（特性、留意点）を整理すると、大きくは次の点が指摘できます。

#### 【地域福祉の認知度】

##### ■地域福祉の認知度は前回調査より微増。しかし、認知度は高いとはいえません。

○「地域福祉」の認知度については、「だいたいのは知っている」が35.6%で最も高く、次いで「今回のアンケート調査で、初めて知った」が33.9%などとなっています。

○若い人ほど「今回のアンケート調査で、初めて知った」の割合が高くなる傾向にあります。

○「よく知っている」(3.2%)と「だいたいのは知っている」(35.6%)を合わせると38.8%となり、前回調査よりも認知度は微増しています。

※前回調査：「よく知っている」(2.5%)と「だいたいのは知っている」(35.9%)を合わせた認知度は38.4%

#### 【地域での生活】

##### ■近所付き合いの強さはやや弱まる傾向にあるといえます（「親しく付き合っているお宅がある」の減少）。

○「会えばあいさつはするが、それ以上に話すことはない」が36.7%で最も高く、次いで「会えば、立ち話をする程度」が34.6%などとなっています。

○「困っているときに相談したり、助け合ったりするなど、親しく付き合っているお宅が

ある」は18.2%で、前回調査よりも下がっています。

※前回調査：「困っているときに相談したり、助け合ったりするなど、親しく付き合っているお宅がある」は21.3%

■毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安は、健康や老後のこと、災害時のことが上位となっています（前回調査と類似した傾向）。

○「家族の健康」が38.5%で最も高く、次いで「自分の健康」が34.3%、「老後のこと」が32.5%、「地震や台風など災害時のこと」が25.3%などとなっています。

■いざというとき近所の人などにしてほしいことは、「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」「急病になったときの手助け」が上位となっています。

○「災害時の手助け」が44.5%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が43.7%、「急病になったときの手助け」が34.9%で、これら3つが3割を超えて上位となっています。

○前回調査と比べると、「災害時の手助け」が1番目（前回調査は3番目）に上がっています。なお、上位3番目までに上がっている内容は同じです。

※前回調査：「安否確認の声かけ」が42.3%、「急病になったときの手助け」が40.1%、「災害時の手助け」が39.7%

■困っている人がいた場合にできる支援の内容は、「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」「話し相手や相談相手」が上位となっています（前回調査と類似した傾向）。

○「安否確認の声かけ」が72.1%で最も高く、唯一5割を超えています。その他では「災害時の手助け」が49.4%、「話し相手や相談相手」が39.0%、「買い物の手伝い」が32.3%、「急病になったときの手助け」が31.7%で、これらが3割以上で上位となっています。

※前回調査：「安否確認の声かけ」が74.7%、「災害時の手助け」が44.7%、「話し相手や相談相手」が38.9%

#### 【災害時の不安や対応】

■災害や避難に関して不安に思うこととしては、「避難所などの施設状況や過ごし方」「洪水・浸水や土砂災害などの心配」「地震での被害の心配」が上位となっています。

○「避難所などの施設状況や過ごし方（トイレ、プライバシーなど）」が55.7%で最も高く、次いで「洪水・浸水や土砂災害などの心配（発生する不安・おそれ）」が51.8%、「地震での被害の心配（建物の耐震性などに対する不安）」が46.3%などとなっています。

■災害時において、避難などの手助けが必要と思われる方が身近にいるかについては、4割近くが「いる」としています（前回調査より微増）。

○手助けが必要と思われる方が身近にいるかについては、「いない」が39.8%で約4割となっており、「いる」は37.3%となっています。

※前回調査：「いる」が36.2%、「いない」が28.5%

■災害時などに使用する避難所・避難場所の認知度については、「知っている」が86.5%と前回調査（73.9%）よりも大幅アップしています。

○「知っている」が86.5%と高い割合になっており、「知らない」は12.0%となっています。

※前回調査：「知っている」が73.9%、「知らない」が25.0%

■地震や台風・豪雨などの災害の備えとして、重要だと思うこととしては、「自分や同居する家族の避難方法の確認」「家庭での食料（非常食）・飲料などの備蓄、非常用持ち出しバッグの準備」「危険箇所の把握」「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」「日頃からの近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が概ね5割を超えて上位となっています。注）「家庭での食料（非常食）・飲料などの備蓄、非常用持ち出しバッグの準備」

備」は今回調査で選択肢に追加

○「自分や同居する家族の避難方法の確認」が72.6%で最も高く、次いで「家庭での食料（非常食）・飲料などの備蓄，非常用持ち出しバッグの準備」が67.5%，「危険箇所の把握」が57.5%，「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が56.7%，「日頃からの近所とのあいさつ，声かけや付き合い」が49.4%などとなっています。

※前回調査：「自分や同居する家族の避難方法の確認」が77.8%で最も高く、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」，「危険箇所の把握」，「日頃から隣近所とのあいさつ，声かけや付き合い」が5割以上

### 【地域活動やボランティア活動】

■地域活動・ボランティア活動への参加（参加した・参加している）は「地域の祭やイベント」と「環境美化等に関する活動」では一定程度ありますが，その他は10%台前半以下です。前回と比べると「防災，災害支援などに関する活動」や「健康づくりなどに関する活動」が増加しています。

○参加した・参加しているが「地域の祭やイベント」と「環境美化等に関する活動」では3割を超えていますが，「高齢者等の支援に関する活動」「青少年育成に関する活動」「国際交流などに関する活動」は5%程度にとどまっています。

※前回調査：上位3項目は「地域の祭やイベント」「環境美化等に関する活動」「地域イベント等の企画や準備，運営」

■より良い地域活動・ボランティア活動を進める上での改善点や問題点としては，「活動に関する情報収集や情報発信をする場，機会が少ない」「参加者がなかなか集まらない」「トラブル等が発生したときの責任・負担が重い」「活動のリーダー役になる人がいない」が上位となっています（前回調査と類似した傾向）。

○改善点や問題点としては，「活動に関する情報収集や情報発信をする場，機会が少ない」が33.6%で最も高く，次いで「参加者がなかなか集まらない」が29.7%，「特にない，わからない」が29.2%，「トラブル等が発生したときの責任・負担が重い」が21.4%，「活動のリーダー役になる人がいない」が18.8%などとなっています。

※前回調査：「活動に関する情報収集や情報発信をする場，機会が少ない」が34.1%，「参加者がなかなか集まらない」が18.3%など

■より住みよくするために，住民の主体的な参加や協力による取組が「必要だと思う」が全体の2/3近く（前回調査より微増）となっています（「必要だとは思わない」は3.4%）。

○「必要だと思う」が63.8%と過半数を超えており，次いで「わからない」が28.9%で，「必要だとは思わない」は3.4%と低くなっています。

※前回調査：「必要だと思う」が61.3%，「わからない」が31.5%，「必要だとは思わない」が3.6%

■住民の主体的な参加や協力が特に必要だと思う取組については，「災害時の助け合い」「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯との支え合い」「地域の清掃や環境美化（美しい地域づくり）」が5割を超えて上位となっています。前回調査と比べると，特に「災害時の助け合い」が増加しています（67.2%→77.1%）。

○特に必要だと思う取組については，「災害時の助け合い」が77.1%で最も高く，次いで「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯との支え合い」が67.4%，「地域の清掃や環境美化（美しい地域づくり）」が50.1%となっています。

※前回調査：「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」が68.3%、「災害時の助け合い」が67.2%、「地域の清掃や環境美化」が46.3%

#### 【社会福祉協議会、民生委員・児童委員】

■社会福祉協議会の名称は約4人に3人が知っています。前回調査と比べ「名称も活動内容も知らない」は減っています。

○社会福祉協議会の認知度は、「名称は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が58.6%で最も高く、次いで「名称も活動内容も知らない」が18.5%、「名称も活動内容もよく知っている」が15.7%などとなっています。

※前回調査：「名称も活動内容もよく知っている」17.5%、「名称は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」55.4%、「名称も活動内容も知らない」22.6%

■社会福祉協議会が今後重点を置いて進めるべきだと思う活動としては、「福祉に関する様々な相談や情報の提供」「高齢者・障がい者に対する在宅福祉サービス事業」「介護保険事業」「子育て支援事業」が上位となっています（前回調査と類似した傾向）。

○「福祉に関する様々な相談や情報の提供」が65.3%で最も高く、唯一5割を超えています。次いで、「高齢者・障がい者に対する在宅福祉サービス事業」が47.8%、「介護保険事業」が41.5%、「子育て支援事業」が34.3%などとなっています。

※前回調査：「福祉に関する様々な相談や情報の提供」が64.8%、「高齢者・障がい者に対する在宅福祉サービス事業」が49.1%、「子育て支援事業」が32.4%、「介護保険事業」が31.0%など

■民生委員・児童委員の名称は約7割が知っています（前回調査と類似した傾向）。

○「名称は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が52.3%で最も高く、次いで「名称も活動内容も知らない」が24.0%、「名称も活動内容もよく知っている」が17.0%などとなっています。

※前回調査：「名称も活動内容もよく知っている」17.0%、「名称は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」51.9%、「名称も活動内容も知らない」24.1%

■民生委員・児童委員の知っている活動としては、「高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問」「日常生活についての悩みや心配ごとの相談」「子どもに関する相談」が上位となっています（前回調査と類似した傾向）。

○「高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問」が64.6%で最も高く、次いで「日常生活についての悩みや心配ごとの相談」が51.3%、「子どもに関する相談」が42.2%などとなっています。

※前回調査：「高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問」が65.9%、「日常生活についての悩みや心配ごとの相談」が53.9%、「子どもに関する相談」が40.5%など

#### 【保健・福祉の取組】

■保健・福祉に関する情報の入手先は、「町の広報紙やパンフレット」が中心となっています（前回調査と類似した傾向）。

○「町の広報紙やパンフレット」が73.7%で他を引き離して最も高くなっています。次いで「自治会（町内会）の回覧板」が40.6%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が19.5%などとなっています。

※前回調査：町の広報紙やパンフレットが76.7%、「自治会（町内会）の回覧板」が39.6%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が21.4%など

■地域福祉に関わる各種の活動や取組に対する満足度は、10%台以下の事項が多くなっています。前回調査からアップしたのは12項目（1ポイント以上アップは7項目）。

○現状の満足度（「満足している」＋「まあ満足している」）は、10%台以下の事項が多い中で「活動の場の確保・充実」「地域福祉に関する情報提供」「自治会の支援」は30%を超えています。

○現状の満足度を前回調査と比べると、1ポイント以上高くなっているのは25項目中7項目、横ばい（+1.0未満～-1.0超）は12項目、1.0ポイント以上減少は6項目となっています。

表 地域福祉に関わる活動や取組に対する満足度の前回と今回の調査の比較

項目（25項目）	満足度（%）		比較 満足度 変化量 (ポイント)
	前回調査 平成26年度 アンケート調査 (N=771)	今回調査 令和元年度 アンケート調査 (N=616)	
地域福祉に関する情報提供	29.4	32.1	2.7
学校における福祉教育	13.0	14.3	1.3
生涯学習における福祉教育	16.6	17.5	0.9
ボランティアの育成	6.3	6.3	0.0
地域リーダーや自治会活動の担い手づくりの支援	10.9	9.7	▲ 1.2
女性の地域活動への参加促進	9.8	9.0	▲ 0.8
若い世代の地域活動への参加促進	5.1	6.6	1.5
高齢者の地域活動への参加促進	15.5	12.3	▲ 3.2
社会福祉協議会の支援と連携	15.3	16.4	1.1
自治会の支援	34.5	31.7	▲ 2.8
その他地域活動団体の支援	22.0	22.4	0.4
活動の場の確保・充実	26.0	32.4	6.4
ボランティア活動保険の普及と加入促進	11.2	11.1	▲ 0.1
身近な相談体制の充実	12.1	10.8	▲ 1.3
各種相談窓口の充実	13.5	13.5	0.0
民間事業者の活動	10.4	10.7	0.3
その他サービスの提供	7.9	7.8	▲ 0.1
身近な集いや交流の場づくり	10.4	12.7	2.3
見守り活動の推進	10.7	9.0	▲ 1.7
地域ネットワークの強化	11.3	10.7	▲ 0.6
地域ぐるみで子育てを支援する連携	11.4	12.1	0.7
人権尊重のまちづくり	10.9	9.3	▲ 1.6
公共施設のバリアフリー化	13.6	13.3	▲ 0.3
高齢者、障がい者等の外出の支援	6.2	6.3	0.1
災害時における要援護者の支援体制の構築	6.5	8.6	2.1

注-1：満足度は「満足している」と「まあ満足している」を合わせた割合

-2：■は第1位，□は第2位及び第3位を示す。

-3：比較欄の▲は減少を示す。

■保健・福祉に関して、海田町の役割として重要だと思うこととしては、「高齢者や障がい者等が、安心して在宅生活を続けられるサービスの充実」「災害時要援護者支援の充実」「子育て支援の充実」「身近なところでの相談窓口の充実」「健康診査・がん検診などの保健・医療サービスの充実」が上位となっています。前回調査と比べると、特に「災害時要援護者支援の充実」が高くなっています（36.1%→41.9%）。

○「高齢者や障がい者等が、安心して在宅生活を続けられるサービスの充実」が49.7%で最も高く、次いで「災害時要援護者支援の充実」が41.9%、「子育て支援の充実」が41.4%、「身近なところでの相談窓口の充実」が39.0%、「健康診査・がん検診などの保健・医療サービスの充実」が38.6%、

※前回調査:「高齢者や障がい者等が、安心して在宅生活を続けられるサービスの充実」55.0%、「身近なところでの相談窓口の充実」46.2%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」42.3%、「健康診査・がん検診などの保健・医療サービスの充実」42.2%、「子育て支援の充実」41.9%など

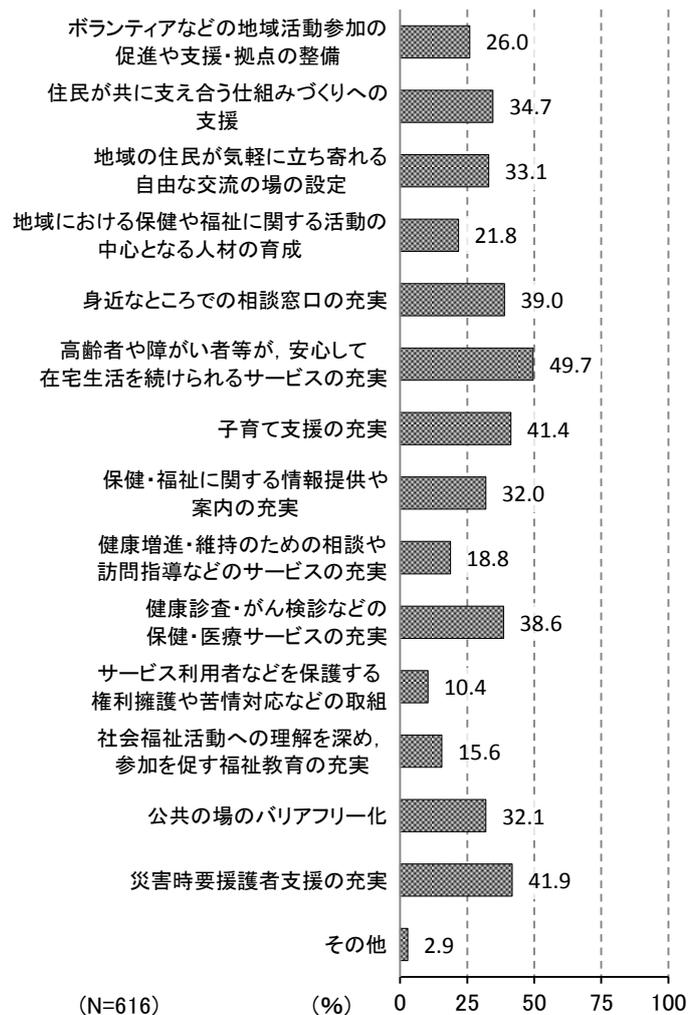


図 保健・福祉に関して、海田町の役割として重要だと思うこと（令和元年度アンケート調査）

※施策・事業（次頁などに出てくる語句の説明）

施策は、目指す姿・目標（政策）を実現するための方策です。

事業（事務事業）は、施策を実現させるための具体的な手段で、海田町が直接実施するもの、補助金などを交付して実践するものがあります。

なお、政策とは、海田町が目指すべき姿、目標・方向、目的に関わることです。

<例：政策・施策・事業>

政策：みんなで支え合い・助け合う海田町をつくろう

施策：ボランティア活動の推進

事業：ボランティア体験機会の確保、講演会の開催、活動の場（打合せ、会議など）の整備・充実、自治会やボランティア団体支援（補助金、技術・情報提供）

### 3 前計画（第2次海田町地域福祉計画）の振り返り

前計画（第2次海田町地域福祉計画）では、4つの基本目標のもとに取組（施策・事業）を設定しており、その取組状況を整理します。

#### （1）地域福祉を支える心と人づくり

「地域福祉を支える心と人づくり」に関しては、広報やホームページなどを通じて、福祉に関する情報の提供と意識啓発に取り組むとともに、「福祉保健まつり」の開催（年1回）、学校教育・社会教育における福祉に関する学習機会の確保に取り組んできています。また、社会福祉協議会と連携し、人材育成や自治会活動の促進に努めてきました。

社会福祉協議会においては、ボランティア講座（人間塾）、学校での車いす体験や手話の学習、各自治会への福祉委員の選任と人材の確保・育成などが行われています。

こうした取組によって、地域福祉の普及啓発や体験機会の確保・充実、地域（自治会）における人材（福祉委員）の確保、ボランティア団体の活躍など成果がある一方で、次のような留意点・改善点もあります。

##### <留意点・改善点>

- ・地域福祉の認知度は高いとはいえない（アンケート調査）。
- ・新たなボランティア団体の育成がなかなか進まない。
- ・ボランティア団体のメンバーが高齢化し、新たなメンバーの参加が思うように進めない。
- ・民生委員・児童委員や人権擁護委員、自治会における福祉委員の確保が難しくなっている。

また、前計画では「地域福祉を支える心と人づくり」に関して4つの指標と目指す方向を設定しており、その達成状況は次のようになります。

表「地域福祉を支える心と人づくり」に関する指標と達成状況

指 標	前計画		令和元年8月実施 アンケート調査結果 (達成状況)
	現在の値 (平成26年度)	目指す方向 (平成31年度)	
地域福祉の認知度	38.4% 「よく知っている」+「だいたいのことは知っている」	アップ	38.8% (横ばい)
海田町社会福祉協議会の認知度	17.5% 「名称も活動内容もよく知っている」	アップ	15.7% (▲微減)
民生委員・児童委員の認知度	17.0% 「名称も活動内容もよく知っている」	アップ	17.0% (横ばい)
地域福祉に関する情報提供の満足度	29.4% 「満足」+「まあ満足」	アップ	32.1% (増加)

※現在の値（平成26年度）：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（平成26年8月実施）での値

※達成状況：増減のポイントによる判断基準

増加・減少：2ポイント以上

微増・微減 1ポイント以上2ポイント未満

横ばい：1ポイント未満

## (2) 支え合いの仕組みとつながりづくり

「支え合いの仕組みとつながりづくり」に関しては、身近な支え合いのつながりづくり、地域における支え合いのネットワークづくり、支え合いの活動の充実、地域における福祉活動推進の条件づくりの4つの施策の柱のもとに、施策・事業の展開に努めてきました。

身近な支え合いのつながりづくりに関しては、高齢者サロンや地域子育て支援センターのつどいの広場をはじめ、ふれあい・交流活動などを支援してきています。

地域における支え合いのネットワークづくりに関しては、地域活動団体等の活動情報の把握に努め、個人情報保護などに留意しながら、情報の共有化などに取り組んできています。

支え合いの活動の充実に関しては、健康教育事業や健康づくり事業、食育推進事業、かいた版ネウボラ事業、障害者支援事業、男女共同参画推進事業など様々な機会を通じて活動の場の確保・充実に取り組んできています。

地域における福祉活動推進の条件づくりに関しては、社会福祉協議会との連携、自治会の支援、子どもの居場所・遊び場などの確保・充実（児童クラブ、児童館、放課後子供教室など）、活動の場の確保・充実に取り組んできています。

こうした取組によって、子育てしやすいまち、活動の場の充実、健康づくりや食育の推進、障がい者福祉の推進、災害ボランティアセンターの活動などの成果がある一方で、次のような留意点・改善点もあります。

### <留意点・改善点>

- ・自治会やNPO、ボランティア団体などが交流し協力し合える体制づくりが十分進んでいない。
- ・自治会やボランティア活動の担い手が高齢化している。
- ・地域福祉の担い手の確保・育成がなかなか進まない。

また、前計画では「支え合いの仕組みとつながりづくり」に関して2つの指標と目指す方向を設定しており、その達成状況は次のようになります。

表「支え合いの仕組みとつながりづくり」に関する指標と達成状況

指標	前計画		令和元年8月実施アンケート調査結果 (達成状況)
	現在の値 (平成26年度)	目指す方向 (平成31年度)	
自治会の活動に対する満足度	34.5% 「満足」+「まあ満足」	アップ	31.7% (▲減少)
活動の場に対する満足度	26.0% 「満足」+「まあ満足」	アップ	32.4% (増加)

### (3) だれもが安心して暮らせるまちづくり

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」に関しては、福祉のまちづくりの推進、移動やコミュニケーションの支援、見守りや防災・防犯活動の推進の3つの施策の柱のもとに、施策・事業の展開に努めてきました。

福祉のまちづくりの推進に関しては、人権教育事業や啓発事業を通じて人権尊重のまちづくりを進めるとともに、公共施設などのバリアフリー化に取り組んできています。

移動やコミュニケーションの支援に関しては、町内循環バスの運行や福祉タクシー助成、社会福祉協議会と連携した手話グループの活動支援などに取り組んできています。

見守りや防災・防犯活動の推進に関しては、子どもや高齢者の見守り活動、防犯組合連合会や交通安全協会の活動、災害ボランティアセンター、地域支え合いセンター（平成30年7月豪雨災害の被害者が安心して日常生活が送れるための取組）の支援などに取り組んでいます。

こうした取組によって、安全・安心のまちづくりに関する成果がある一方で、次のような留意点・改善点もあります。

#### <留意点・改善点>

- ・公共施設のバリアフリー化に対する住民の評価は低いですが、施策の重要度は高い（アンケート調査）。
- ・災害時における要援護者の支援体制に対する住民の評価は低いですが、施策の重要度は高い（アンケート調査）。
- ・防犯や見守り、防災・災害支援などに関する活動（ボランティア）参加に関して、住民の参加状況の割合はそれほど高くないが（10%前半）、参加意向は参加状況より大幅に高い（20%半ば）。

また、前計画では「だれもが安心して暮らせるまちづくり」に関して3つの指標と目指す方向を設定しており、その達成状況は次のようになります。

表「支え合いの仕組みとつながりづくり」に関する指標と達成状況

指標	前計画		令和元年8月実施アンケート調査結果 (達成状況)
	現在の値 (平成26年度)	目指す方向 (平成31年度)	
防犯や子どもの見守りに関する活動への参加（現在または最近1年間）	13.6% 参加した (参加している)	アップ	13.3% (横ばい)
人権尊重のまちづくりに対する満足度	10.9% 「満足」+「まあ満足」	アップ	9.3% (▲微減)
災害時における要援護者の支援体制の満足度	6.5% 「満足」+「まあ満足」	アップ	8.6% (増加)

#### (4) 利用者を大切にしたサービスづくり

「利用者を大切にしたサービスづくり」に関しては、情報提供の充実、相談体制の充実、サービスの量と質の確保、権利擁護の4つの施策の柱のもとに、施策・事業の展開に努めてきました。

情報提供の充実に関しては、広報による福祉関係などの情報提供、出前講座などに取り組んできています。このうち出前講座は教育委員会生涯学習課が窓口・問い合わせ先となり、ボランティア、協働のまちづくり、防災知識など地域福祉に関する内容を含め40近くの講座を用意しています。

相談体制の充実に関しては、子育て、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくりなど各種相談窓口の充実と連携に取り組んできています。また、社会福祉協議会と連携し、障害者相談支援センター事業（相談、サービス利用の計画作成）、生活支援体制整備事業を行っています。生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ及び社会資源の把握等を行い、高齢者の生活支援及び社会参加を促進しています。

サービスの量と質の確保に関しては、子ども・子育て及び母子保健の推進、高齢者福祉、障がい者福祉、健康づくり、食育、男女共同参画及び自殺対策の各分野で計画を策定し、各種事業を進めています。

権利擁護に関しては、社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業（かけはし）や成年後見制度の周知などに取り組んでいます。

こうした取組によって、前記のような各分野の事業展開による成果がある一方で、次のような留意点・改善点もあります。

##### <留意点・改善点>

- ・出前講座の利用が限定的である。
- ・地域福祉に関わる各分野が連携する包括的な体制の確保・強化を、さらに進める必要がある。
- ・福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携がより求められている。

また、前計画では「利用者を大切にしたサービスづくり」に関して3つの指標と目指す方向を設定しており、その達成状況は次のようになります。

表「利用者を大切にしたサービスづくり」に関する指標と達成状況

指 標	前計画		令和元年8月実施 アンケート調査結果 (達成状況)
	現在の値 (平成26年度)	目指す方向 (平成31年度)	
「身近な相談体制の充実」に対する満足度	12.1% 「満足」+「まあ満足」	アップ	10.1% (▲減少)
「各種相談窓口の充実」に対する満足度	13.5% 「満足」+「まあ満足」	アップ	13.5% (横ばい)
「民間事業者の活動」(介護サービス事業など)に対する満足度	10.4% 「満足」+「まあ満足」	アップ	10.7% (横ばい)

## 4 海田町の地域福祉の課題

地域福祉の担い手である住民の意識・意見・評価及び地域福祉を取り巻く社会的な流れを踏まえながら、海田町での地域福祉の課題（主要課題）を、「前計画の振り返りからみた地域福祉の課題」と「新たな地域福祉の課題」の視点から設定します。

### （1）前計画の振り返りからみた地域福祉の課題

#### ■地域福祉を支える心と人づくりをさらに推進する～地域福祉の底流～

住民意識から地域福祉に関する認知度がそれほど高いとはいえ、また、ボランティア団体の育成や人材の確保などが難しい現実があります。

このため、地域福祉に関わる様々な情報の提供と啓発、学習機会の確保・充実、実践活動などへの参加促進（ボランティアの体験機会などの確保）、人材の発掘・把握・活用及び育成などに取り組む必要があります。

#### ■地域における活動を支える仕組み（環境の整備、活動の支援など）を充実させる

地域福祉に関わる活動をより活発にしたり、参加しやすくしたりするためには、上記の「地域福祉を支える心と人づくり」と合わせて、環境の整備や活動の支援などが求められます。

このため、社会福祉協議会と連携しながら、地域活動団体等の支援（情報提供や学習機会の確保など）、活動の場の整備・充実、子どもの居場所・遊び場などの確保・充実などに取り組む必要があります。

#### ■支え合い・助け合いの活動をさらに進める

住民意識からは、地域活動やボランティアへの参加状況はそれほど高くはありませんが、今後の参加意向はいずれの項目も現状より高く、半数程度の項目は「参加したくない」よりも「参加したい」の割合が高くなっています。また、自治会やボランティア団体などの活動は、住民相互の交流や地域文化の継承、安全・安心のまちづくり、環境美化などに大きく貢献していますが、一方で担い手の高齢化や確保の難しさなど活動や組織運営で懸念される状況があります。

このため、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の基礎的な圏域である自治会、そしてボランティア団体、その他地域活動団体等において、支え合いの活動を支援するとともに、子どもや高齢者等の見守り、防犯・防災など地域の安全・安心を高める活動の充実に取り組む必要があります。

#### ■安心してサービスを利用できる条件を充実させる

住民意識からは、相談体制や窓口などの満足度は低く、さらに「わからない」と応えた割合が高くなっています。様々な福祉サービスなどは、現状としてそれが必要な人が利用しやすくすることはもちろんですが、だれもが将来的にサービスが必要となる可能性を持っています。

このため、多種多様な福祉サービスや地域福祉に関わる相談を、住民一人ひとりが不安なく円滑に利用できるよう、情報提供や相談体制の充実、多様な福祉サービスを円滑に提供できる体制づくりに取り組む必要があります。

#### ■だれもが安心して暮らせる地域福祉の環境（ソフト・ハード）を整える

住民意識からは、人権尊重のまちづくりや高齢者等の外出の支援、公共施設のバリアフリー化などの満足度は低く、一方でこれらの重要度は高くなっています。また、男女共同参画に関わる調査（平成29年8月実施）では、DV（ドメスティック・バイオレンス）や

セクシャル・ハラスメントを受けた人が一定程度存在しています。

このため、だれもが安心して生きいきと暮らせるよう、人権尊重のまちづくりやバリアフリー化、移動やコミュニケーションの支援、権利擁護と虐待等の防止などに取り組む必要があります。

## (2) 新たな地域福祉の課題

前計画の策定後、社会福祉法の改正や国による地域共生社会の取組など、地域福祉を取り巻く環境は変化しており、新たな地域福祉の課題が生じています。

### ■包括的な支援体制の整備（地域生活課題の複雑化・複合化への対応など）

地域生活課題は、様々な分野の状況・要因が相まって複雑化したり、個人や世帯によっては問題がより複雑化したりしている状況があり、原則、対象ごとに分野別に対応する公的な支援制度のもとで、解決が困難な場合がより顕在化してきています。

このため、地域福祉を中心に多様な主体が関わり合い、分野や対象範囲（圏域）をつなぐ包括的な支援体制の整備が必要となっています。

### ■自殺対策も視野に入れた地域福祉計画の策定

自殺対策基本法では、生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基盤として生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その環境整備の充実が求められています。

このため、海田町では平成30年(2018年)3月に「いのち支える海田町自殺対策計画」を策定しており、重点施策として生活困窮者対策や高齢者対策に取り組む必要があります。

### ■社会環境の変化を考慮した地域福祉計画の策定（地域社会の変化、高齢者等の社会的孤立など）

高齢化等による地域社会の変化により、地域福祉をはじめ地域活動を担う人材の確保がより難しくなっており、身近な圏域（自治会など）において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備が求められています。

また、社会的な孤立や生活困窮などの問題、身近な地域生活課題（一人暮らし高齢者等のゴミ出し、買い物など）の顕在化とともに、地域生活課題の複雑化・複合化も指摘されています。

このため、海田町の実情を踏まえながら、社会環境の変化を考慮した地域福祉計画を策定する必要があります。

### 第3章 地域共生社会の実現に向けた基本理念と目標

#### 1 基本理念

社会福祉法では、地域住民等は地域福祉の推進に努める主体として位置づけられています（法第4条第1項）。また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していくことが求められています。

こうしたことは、第1次・第2次海田町地域福祉計画の基本理念である「みんなが主人公！支え合うまち・海田」の考え方と一致するものです。

このため、本計画においては、地域共生社会の実現に向けた基本理念として、これまでの基本理念を継承することとします。

【地域共生社会の実現に向けた基本理念】

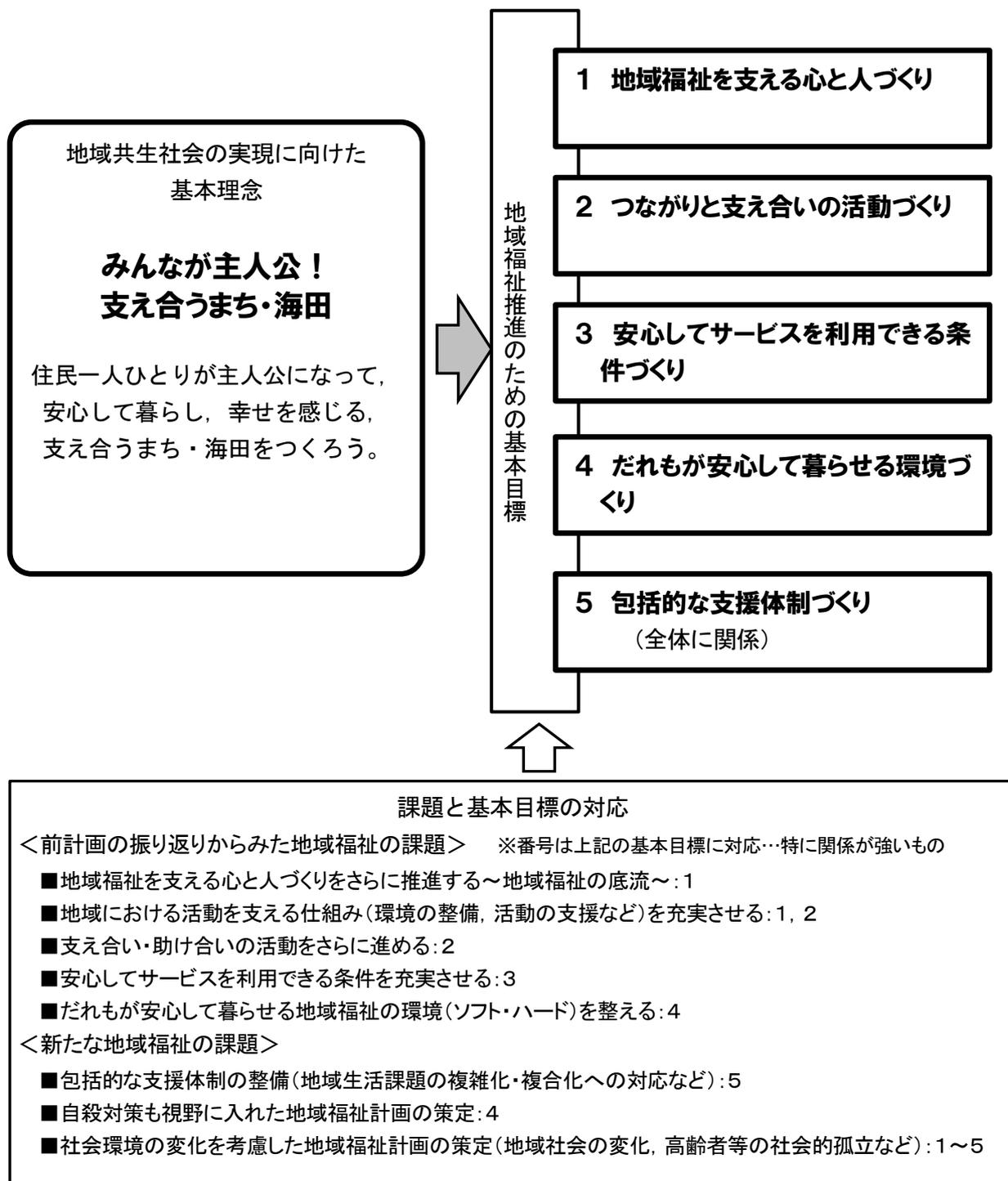
**みんなが主人公！  
支え合うまち・海田**

**住民一人ひとりが主人公になって、  
安心して暮らし、幸せを感じる、  
支え合うまち・海田をつくろう。**

## 2 基本目標

地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進のための基本目標（取組の柱）として、基本理念及び地域福祉に関わる基本課題や計画に盛り込むべき事項を踏まえながら、様々な主体が協力・連携して取り組むことを意図して、5つの基本目標を設定します。

### 【基本目標の設定】



参考：基本目標と地域福祉計画に盛り込む事項との関係

計画に盛り込む事項  基本目標 (施策の柱)	社会福祉法(法第107条)					通知等
	一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項…法改正で追加	二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	五 同項各号に掲げる事業に関する事項(包括的な支援体制の整備に関する事項)…法改正で追加	生活困窮者自立支援 など 高齢者等の孤立(所在不明問題)の防止 要援護者の支援
1 地域福祉を支える心と人づくり	●	○		●	○	
2 つながりと支え合いの活動づくり	●			●	○	●
3 安心して福祉サービスを利用できる条件づくり	●	●	●		○	○
4 だれもが安心して暮らせる環境づくり	●	○		○	○	●
5 包括的な支援体制づくり	●	○	○	○	●	○

※○印は基本目標ごとに設定する施策・事業が、計画に盛り込む事項と関係することを示しています。

●印は、その中で特に強く関係していることを示しています。

【第3次海田町地域福祉計画の体系】



## 第4章 地域福祉推進のための取組

地域福祉推進のための取組については、次のような構成でまとめています。

最初に基本施策ごとに、行政、地域住民等で共有する「目指す姿」を設定し、それを踏まえて海田町（行政）の取組（施策）を明らかにするとともに、地域住民等の取組（期待すること）を例示しています。

地域住民等については、地域の取組（共助）と住民一人ひとりの努力（自助）について記しています。このうち地域の取組の担い手としては、海田町社会福祉協議会や自治会、福祉関係や専門職の団体、NPO法人、ボランティア団体・グループ、各種福祉サービスの事業者、その他企業など、地域福祉に関わる行政以外の組織・団体等を想定しています。

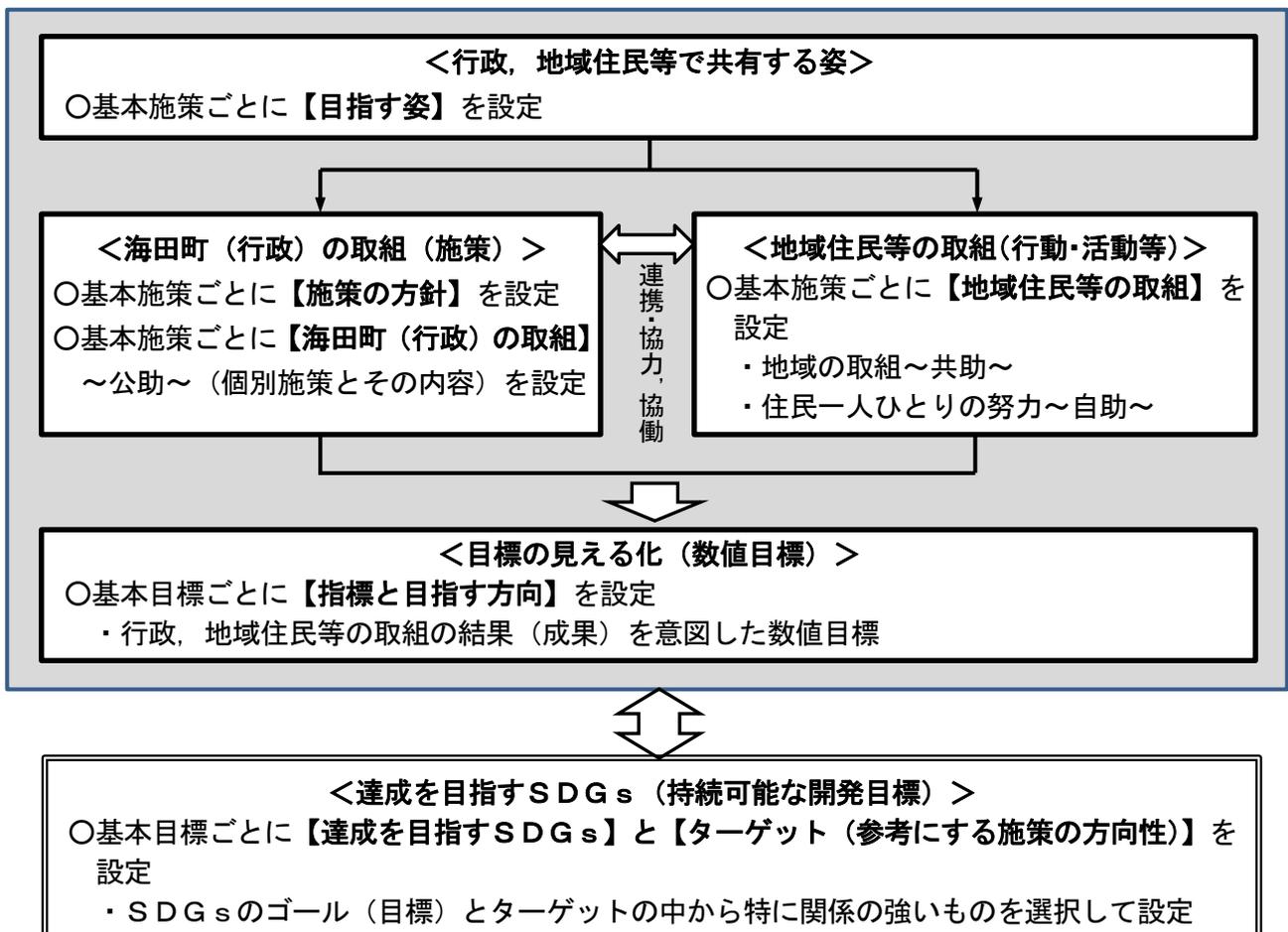
そして、海田町（行政）、地域住民等の取組を進めるとともに、各主体が連携・協力、さらには協働して取り組むことが重要となります。

こうした取組の目標を「見える化」するため、アンケート調査に基づく数値目標を掲げています。

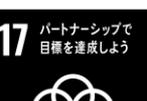
### <SDGsについて>

SDGs（P1・2及び次頁を参照）が目指す「誰一人取り残さない」とは、地域共生社会の実現に向けた基本理念『みんなが主人公！ 支え合うまち・海田』の究極的な目標ともいえる考え方です。

このため、本計画の基本目標ごとに施策の究極的な目標としてSDGsを、参考にする施策の方向性としてターゲットを設定しています。



＜参考：SDGsとしての17のゴール（目標）とターゲット＞

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	<p><b>【目標1】</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる (7のターゲット)</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>【目標10】</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する (10のターゲット)</p>
<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>【目標2】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (8のターゲット)</p>	<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>【目標11】</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する (10のターゲット)</p>
<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>【目標3】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する (13のターゲット)</p>	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>【目標12】</b> 持続可能な生産消費形態を確保する (11のターゲット)</p>
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>【目標4】</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (10のターゲット)</p>	<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>【目標13】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (5のターゲット)</p>
<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>【目標5】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う (9のターゲット)</p>	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>【目標14】</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する (10のターゲット)</p>
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>【目標6】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する (8のターゲット)</p>	<p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p><b>【目標15】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する (12のターゲット)</p>
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>【目標7】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する (5のターゲット)</p>	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>【目標16】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する (12のターゲット)</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>【目標8】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する (12のターゲット)</p>	<p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>【目標17】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する (19のターゲット)</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>【目標9】</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る (8のターゲット)</p>	<p>＜SDGsのターゲット＞ ゴール（目標）ごとにターゲットを設定 全体で169のターゲット</p>	

資料：「持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」外務省

参考：「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」

平成 28(2016)年 12 月 22 日，SDGs 推進本部決定（本部長：内閣総理大臣）

実施指針の 8 つの優先課題と 17 のゴール（目標）※総務省資料

1 あらゆる人々の活躍の推進

○一億総活躍社会の実現／女性活躍の推進／子供の貧困対策／障害者の自立と社会参加支援／教育の充実



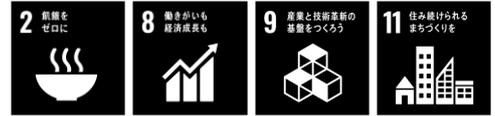
2 健康・長寿の達成

○薬剤耐性対策／途上国の感染症対策や保健システム強化／公衆衛生危機への対応／アジアの高齢化への対応



3 成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション

○有望市場の創出／農山漁村の振興／生産性向上／科学技術イノベーション／持続可能な都市



4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

○国土強靱化の推進・防災／水資源開発・水循環の取組／質の高いインフラ投資の推進



5 省・再生可能エネルギー，気候変動対策，循環型社会

○省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進／気候変動対策／循環型社会の構築



6 生物多様性，森林，海洋等の環境の保全

○環境汚染への対応／生物多様性の保全／持続可能な森林・海洋・陸上資源



7 平和と安全・安心社会の実現

○組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進／平和構築・復興支援／法の支配の促進



8 SDGs 実施推進の体制と手段

○マルチステークホルダーパートナーシップ／国際協力におけるSDGsの主流化／途上国のSDGs実施体制支援



# 1 地域福祉を支える心と人づくり

## (1) 福祉の心の醸成

### 【目指す姿】

住民一人ひとりの福祉の意識・心ははぐくまれています。

### 【施策の方針】

地域福祉の底流となる住民の福祉に対する心をはぐくみ、高めていくため、地域共生社会や福祉意識の啓発、生涯を通じての福祉教育の推進及び福祉教育におけるふれあい・交流活動の促進に取り組みます。

### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
ア 福祉意識の啓発	①地域共生社会や福祉に関する情報の提供と啓発	○広報やホームページなどを通じて、地域共生社会や福祉に関する情報の提供と意識啓発に取り組みます。 ○住民へ福祉に関する情報が伝わるよう、情報伝達の手段や内容を工夫します。 ○外国人への生活や福祉の情報の提供や啓発に努めます。	社会福祉課  魅力づくり推進課 社会福祉課
	②学習機会の確保・充実	○地域福祉に関する講座や勉強会、体験学習などの機会の確保・充実を図ります。	社会福祉課
	③出前講座の充実と利用促進	○住民の関心・興味が高まるよう、出前講座の充実を図ります。 ○出前講座に関する住民への情報提供を行います。	生涯学習課 出前講座の関係課
	④地域福祉に関する認知度・知識の向上	○福祉に関する情報提供や啓発、教育を通じて、地域福祉及び海田町社会福祉協議会、民生委員・児童委員に関する認知度を高めます。 ○地域福祉に関わるパンフレットの作成やホームページなどでの情報提供を図ります。	社会福祉課
イ 福祉教育の推進	①幼児期における福祉教育の推進	○障がい児の受け入れ体制の整備を進めるとともに、思いやりやともに生きる心の醸成に努めます。	こども課
	②学校における福祉教育の推進	○保育所（園）や幼稚園と連携し、児童生徒の子育て体験学習などに取り組みます。 ○児童生徒が福祉について学ぶ機会の確保・充実に努めます。	社会福祉課 こども課 学校教育課
	③地域における福祉教育の推進	○福祉に関する講座の充実を図ります。 ○より多くの住民が参加しやすい日程やテーマなどを考慮しながら、福祉に関する講演会などの開催を図ります。	社会福祉課

**地域住民等の取組～共助・自助～**

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組(期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
福祉意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に関して学ぶ機会を確保します。</li> <li>○講演会の開催や参加促進に協力します。</li> <li>○出前講座の制度を活用します。</li> <li>○社会福祉協議会や自治会などにおいて、行政と連携しながら、地域福祉に関する情報提供などに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報などにおける福祉に関する情報の把握に努めます。</li> <li>○講演会や講座などへの参加に努めます。</li> <li>○地域福祉に関わる広報や講演会などの情報の把握に努め、関心や知識を高めます。</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の取組などについて、分かりやすく子どもたちに伝えます。</li> <li>○PTAにおいて、福祉に関する講演会など学習機会の確保に取り組みます。</li> <li>○福祉に関する講座の充実や開催に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉や命の大切さを、子どもに伝えます。</li> <li>○福祉について学ぶ機会に参加します。</li> <li>○公民館等における講座や出前講座に参加します。</li> </ul>

## (2) 福祉を支える人づくり

### 【目指す姿】

福祉を支える担い手が育っています。

### 【施策の方針】

地域福祉を支える人づくりを進めるため、ボランティアセンターの機能強化を図りながら、ボランティアの育成・支援や地域リーダーの育成に取り組むとともに、様々な世代や男女の参加による地域福祉活動が展開されるよう、担い手づくりを支援します。

### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
ア 民生委員・児童委員の確保と活動支援	○地域における身近な相談役としての役割などを担う、民生委員・児童委員の人材の確保と連携、活動の支援を行います。	社会福祉課	
イ ボランティアの育成など住民活動等の支援	①住民活動センターの取組の充実	○住民活動センターにおいて、住民活動の支援に取り組みます。	魅力づくり推進課
	②社会福祉協議会との連携	○社会福祉協議会と連携し、ボランティアを担う人材の確保や研修、登録、情報提供、活動の場の提供、交流など、ボランティア育成の機能強化に取り組みます。	社会福祉課
	③シルバー人材センターとの連携	○シルバー人材センターと連携し、住民の特技やできることが生かせるボランティア登録を進めるとともに、その活用を促進します。	社会福祉課 長寿保険課
	④ボランティア講座などの充実	○ボランティア育成に関わる講座、体験機会の確保などの充実に努めます。	社会福祉課
	⑤企業の社会貢献活動の促進	○企業の社会貢献への理解を高めながら、地域福祉活動への協力や参加を促進します。	社会福祉課
ウ 地域リーダーの育成	○社会福祉協議会と連携し、防災を含め地域福祉活動に関わるリーダー育成の講座・研修などの開催に努めます。 ○各種リーダー研修等の情報を提供するとともに、参加を促進します。 ○地域福祉活動の先導的な担い手となる人材の把握と活用に努めます。	魅力づくり推進課 防災課 社会福祉課	
エ 地域活動への参加の促進と担い手づくり	①自治会活動への参加の促進	○自治会を支える住民の福祉やまちづくりへの理解と関心を高めながら、活動への参加を促進します。	魅力づくり推進課 社会福祉課
	②女性の地域活動への参加の促進	○女性が地域活動に参加しやすい環境づくりを促進します。	社会福祉課

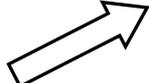
施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
エ 地域活動への参加の促進と担い手づくり(つづき)	③若い世代の地域活動への参加の促進	○若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりを促進します。	魅力づくり推進課 社会福祉課
	④高齢者の地域活動への参加の促進	○高齢者の知恵や経験などが発揮できるよう、様々な地域活動への参加を促進します。	社会福祉課 長寿保険課
	⑤障がい者の地域活動への参加の促進	○障がい者が地域の担い手として、様々な活動に参加していけるよう、環境づくりに取り組みます。	社会福祉課

### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組(期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
民生委員・児童委員の確保と活動支援	○自治会等として、民生委員・児童委員の活動を支援します。 ○民生委員・児童委員として、地域の高齢者、障がい者、子どもの状況を把握するとともに、関係機関と連携しながら、地域の生活課題の解決に向けて取り組みます。	○民生委員・児童委員の役割などを理解します。 ○様々な悩みや問題を抱えたときは、民生委員・児童委員に相談します。
ボランティアの育成など 住民活動等の支援	○ボランティア活動への参加を呼びかけます。 ○社会福祉協議会として、ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。 ○社会福祉協議会が中心となって、ボランティアの育成や相互交流などに努めます。 ○子どもの見守りなどのボランティア活動を推進します。	○ボランティア活動に参加します。 ○ボランティアへ登録します。 ○自分の特技など(技術・技能・知識…)を生かしてボランティアに参加します。 ○ボランティア育成講座などに参加します。
地域リーダーの育成	○自治会など地域活動団体において、リーダー(担い手)の育成に取り組みます。 ○社会福祉協議会と自治会が連携し、各自治会における福祉委員の確保に努めます。	○自治会などの地域活動に参加するとともに、活動の企画や運営などにおいても、それぞれの個性や能力を発揮できる主体的な役割を担います。 ○リーダー研修会などに参加します。

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組(期待すること)		
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～	
地域活動への 参加の促進と 担い手づくり	自治会活動 への参加の 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会における組織体制の充実に努めます。</li> <li>○自治会の担い手の育成や活動への参加促進に取り組みます。</li> <li>○近隣の自治会などと連携した取組を検討します。</li> </ul>	○自治会の活動に関心を持ち、機会を見つけて参加します。
	女性の地域 活動への参 加	○自治会などの活動において、女性が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みます。	○自治会やボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加します。
	若い世代の 地域活動へ の参加	○自治会などの活動において、若い世代が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みます。	○自治会やボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加します。
	高齢者の地 域活動への 参加	○様々な活動において、高齢者が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みます。	○自治会やシルバー人材センター、ボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加します。
	障がい者の 地域活動へ の参加	○自治会などの活動に、障がい者が参加しやすい雰囲気や条件づくりなどに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある方に、自治会の活動、行事などの情報を伝えたり、声かけをします。</li> <li>○自治会やボランティア活動などに関心を持ち、機会を見つけて参加します。</li> </ul>

**【指標と目指す方向】**  
**基本目標 1：地域福祉を支える心と人づくり**

指 標	参考(第2次計画での値) 平成26(2014)年	本計画での値 令和元(2019)年	目指す方向 令和6(2024)年度
地域福祉の認知度 ○「よく知っている」+「だいたいのことは知っている」	38.4%	38.8% (第2次計画から：横ばい)	 (アップ)
海田町社会福祉協議会の認知度 ○「名称も活動内容もよく知っている」	17.5%	15.7% (第2次計画から：▲微減)	 (アップ)
民生委員・児童委員の認知度 ○「名称も活動内容もよく知っている」	17.0%	17.0% (第2次計画から：横ばい)	 (アップ)
地域福祉に関する情報提供の満足度 ○「満足」+「まあ満足」	29.4%	32.1% (第2次計画から：増加)	 (アップ)

※第2次計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（平成26年8月実施）の値  
 ※本計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（令和元年8月実施）の値

**【達成を目指すSDGs】**



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

## 2 つながりと支え合いの活動づくり

### (1) 身近な支え合いのつながりづくり

#### 【目指す姿】

地域での声かけやふれあい・交流活動が活発に行われています。

#### 【施策の方針】

地域における住民同士のつながりを深め、支え合いの地域づくりの基盤としていくため、あいさつなどの声かけや気軽に集える場（サロン）づくりを支援するとともに、子ども、高齢者、障がい者などの見守り活動を促進します。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 声かけのまちづくりと近所づきあいの充実	○地域・家庭・学校などの連携を図りながら、日常生活におけるあいさつなどの声かけを、地域ぐるみで促進します。	社会福祉課 こども課 学校教育課
イ 身近な集いや交流の場（サロン）づくり	○住民が気軽に集い、交流や仲間づくりなどを行う場として、高齢者サロンや地域子育て支援センターのつどいの広場をはじめ、ふれあい・交流活動などを支援します。	こども課 長寿保険課
	○「いきいき健康マージャン広場」や「いきいき百歳体操」などの充実と参加促進に努めます。	長寿保険課

#### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
声かけのまちづくりと近所づきあいの充実	○あいさつなどの声かけを、地域ぐるみで進めます。 ○近所づきあい（向こう三軒両隣など）を大切に取る取組を進めます。	○隣近所や身近な生活の場などにおいて、あいさつなどの声かけを行います。 ○様々な催しやサロンなどに、隣近所の人や知人を誘います。 ○近所づきあいを行います。
身近な集いや交流の場（サロン）づくり	○自治会など地域活動団体として、様々なサロンづくりに努めます。 ○高齢者や子育て中の人、障がいのある人の仲間づくり、サロンづくりに努めます。	○仲間・友人などと気軽に集まって、楽しみながら語り合える場に参加します。

## (2) 地域における支え合いの活動の充実

### 【目指す姿】

生活課題の解決に向けた支え合いの活動が進められています。

### 【施策の方針】

サービスを必要とする人などが、より適切で効果的なサービスを受けられたり、活動に参加したりできるよう、地域活動団体等の連携を図りながら、生活課題の解決に向けた活動を支援します。

### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 地域ぐるみで取り組む心とからだの健康づくり	○住民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、「健やか親子推進事業」「元気増やし事業」「病気減らし事業」及び「こころの健康づくり推進事業」を柱として、総合的・計画的に各種健康づくり事業に取り組みます。	保健センター
イ 地域ぐるみで取り組む食育の推進	○誰もが健全な食生活を実践し、生涯にわたって、心身の健康を培い、豊かな人間性をはぐくむために、あらゆるライフステージにおいて、関係機関と密接に連携・協働し、食育推進に取り組みます。 ○子どもの食べる意欲を大切に、食の体験を広げていけるよう、乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の食生活についての知識の普及に取り組みます。 ○思春期世代の食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。	こども課 保健センター 学校教育課
ウ 地域ぐるみで取り組む子育て支援	○家庭や地域における子育てを支援するため、かいた版ネウボラ事業、こども家庭総合支援拠点、地域子育て支援センターや児童家庭相談室、子育て支援ネットワーク会議及び子育て支援サポート事業*の充実などに取り組みます。 ○子育て支援サークルの活動支援とともに、子育て支援サークル等の組織づくりとネットワーク化の支援などに取り組みます。 ○保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域社会などの連携を強化しながら、地域ぐるみで子育てや児童（青少年）の健全育成に取り組む体制の強化に努めます。 ○小学校入学時などにおいて、児童及び保護者の不安をなくす情報提供や教育に取り組みます。 ○ファミリー・サポート・センター事業*など、地域住民の協力と参加による子育て支援を推進します。 ○子育てと高齢者福祉などの連携を図り、多様なふれあい・交流の機会を確保します。	こども課 保健センター 学校教育課 生涯学習課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
エ ともに暮らす社会の実現	①障がい者福祉の推進	○障がいの有無に関わらず、すべての人が尊重し合い、支え合う、やすらぎのある地域社会の実現を目指し、広報・啓発や地域における相談支援体制、福祉サービスの充実、バリアフリー化、障がい者の社会参加の促進などに取り組みます。	社会福祉課
	②男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進	○女性が輝く男女共同参画社会の形成に向けて、広報・啓発や学習機会の充実、子育てや介護の支援、女性の社会参加の促進、DV（ドメスティック・バイオレンス）*の根絶などに取り組みます。	社会福祉課 こども課
	③多文化共生の社会づくり	○地域における多様な国際交流活動や外国人の暮らしの支援などを進めるため、国際交流協会や自治会などの連携体制の確立・強化に努めます。 ○多文化共生についての啓発や学習機会の確保を図ります。 ○外国から訪れた人や外国籍住民が、安心して快適に過ごせるよう、情報提供や相談の充実に努めます。	魅力づくり推進課 学校教育課
オ 高齢者等の社会参加・生きがいがづくり	○高齢者等の就労や地域活動への参加など、社会参加を促進するため、高齢者等を支える地域における連携体制の充実・強化に努めます。	長寿保険課	

### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
地域ぐるみで取り組む心 とからだの健康づくり	○人とひととのつながりを大切に、地域で支え合う誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします。 ○一人ひとりの健康づくりへの取組が地域全体に広がるよう、仲間づくりや組織づくりに取り組みます。	○自分らしい健康習慣を確立し、生涯にわたって継続することを目標とします。 ○疾病の早期発見、早期治療を心がけ、健康寿命の延伸に取り組みます。
地域ぐるみで取り組む食 育の推進	○グループや地域の中で、食生活への知識を習得し、健康づくりに取り組みます。 ○ヘルスマイトが地域に出向き、食生活に関する知識の普及に取り組みます。	○個人や家庭で、規則正しい食生活や『食』を通じた健康づくりを進めます。

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組(期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
地域ぐるみで取り組む子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童(青少年)の健全育成に取り組めます。</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業などに協力・参加します。</li> <li>○子育てと高齢者福祉などを組み合わせた交流活動などに取り組めます。</li> <li>○子育て支援パスポート事業の普及に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の健全育成や子育て支援活動に、協力・参加します。</li> <li>○子育ての仲間づくりや地域での交流に参加します。</li> </ul>
ともに暮らす社会の実現 ・障がい者福祉の推進 ・男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進 ・多文化共生の社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動団体や障害福祉サービス事業所などの交流・連携を強化します。</li> <li>○自治会活動などにおいて、障がい者や女性などの参加を促進します。</li> <li>○企業として、女性や障がい者が就労しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>○様々な国際交流活動に取り組めます。</li> <li>○多文化共生についての学習機会などを確保します。</li> <li>○ゴミ出しルールの理解促進など、日常生活における外国人への支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者や男女共同参画などへの理解を深めます。</li> <li>○障がい者との交流活動、ボランティア活動などに参加します。</li> <li>○家事や育児など、家庭における男女共同参画についての具体的な取組を実践します。</li> <li>○国際交流活動に参加します。</li> <li>○多文化共生についての学習機会などに参加します。</li> </ul>
高齢者等の社会参加・生きがいがづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シルバー人材センターや老人クラブなどへの参加を促進します。</li> <li>○高齢者等の生きがいがづくりにつながる活動を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等の生きがいがづくりに関わる活動に参加します。</li> </ul>

※子育て支援パスポート事業

協賛店舗の協力により、子育て世代が、子育て支援パスポートの提示で各種サービスが受けられる取組。

※ファミリー・サポート・センター事業

「育児の援助を行う人(提供会員)」と「育児の援助を受ける人(依頼会員)」が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償のボランティア活動。

※DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーによる身体的、精神的、性的、経済的などの様々な暴力。

### (3) 見守りや防災・防犯活動等の推進

#### 【目指す姿】

地域協働によって、安全・安心なまちが築かれています。

#### 【施策の方針】

日常生活の安全・安心と災害時における対策を充実させるため、消防団や自主防災組織の強化、防犯・交通安全活動を推進するとともに、災害時における要配慮者の支援体制の構築を図ります。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の保護に留意しながら、地域における子ども、一人暮らし高齢者、障がい者などを、自治会や民生委員・児童委員などが連携して見守る活動を促進します。</li> <li>○関係機関と連携しながら、地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成を推進します。</li> </ul>	社会福祉課 こども課 長寿保険課 学校教育課 生涯学習課
イ 認知症への理解の促進と徘徊SOSネットワークの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者を育てるため、認知症サポーター養成講座を開催します。</li> <li>○徘徊により行方不明になられた方を、早期に発見・保護できるよう、警察・消防・行政・その他関係機関と連携した「徘徊SOSネットワーク」の充実・強化を図ります。</li> </ul>	長寿保険課
ウ 災害時における要配慮者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会等と連携し、災害時における要配慮者の把握に努めます。</li> <li>○災害時における危険箇所、避難等の情報とともに、要配慮者の支援の方法などの情報も提供します。</li> <li>○行政・消防・警察と医療の連携を強化するとともに、関係機関や民生委員・児童委員、自治会などと連携し、災害時などにおける支援体制を構築します。</li> </ul>	防災課 社会福祉課
エ 指定避難所等の確保と災害情報等の適切な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所・指定緊急避難場所、避難経路の点検・確認や適切な確保・整備に取り組みます。</li> <li>○障がい者等が安心して避難できる福祉避難所を整備するとともに、指定避難所におけるプライバシーを確保します。</li> <li>○指定避難所等の周知や、災害が発生する恐れのある場合の避難情報などを適切に提供します。</li> <li>○大規模災害などを想定し、関係部署、国や県などの関係機関、地域活動団体等との連携を強化しながら、緊急時において迅速で的確な災害応急対応ができる体制の充実・強化を図ります。</li> </ul>	防災課 こども課 長寿保険課 都市整備課 建設課 学校教育課 生涯学習課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
オ 消防団や自主防災組織の強化	○消防団活動や自主防災組織づくり・活性化を支援します。	防災課
カ 防犯・交通安全活動の推進	○防犯や交通安全に関する情報提供や学習機会の確保を図ります。 ○関係機関と連携し、子どもの見守り活動や防犯パトロールの支援、「子ども・女性110番の家」の普及など、地域ぐるみで取り組む防犯活動を推進します。 ○関係機関と連携し、幼児や児童生徒、保護者、高齢者等に対し、交通安全に関する教育・啓発を行うとともに、地域ぐるみで交通安全運動を推進します。	町民生活課 学校教育課 生涯学習課

### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組(期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
見守り活動の推進	○地域において、子どもや要配慮者の見守り活動に取り組みます。	○日頃から地域の子どもの高齢者、障がい者などを気かけます。 ○地域における見守り活動に参加します。
認知症への理解の促進と徘徊SOSネットワークの充実・強化	○認知症に関する情報提供や普及啓発に取り組みます。 ○認知症サポーター養成講座や徘徊SOSネットワークの情報を住民に伝えます。	○認知症に関する理解を高めます。 ○認知症サポーター養成講座に参加します。
災害時における要配慮者の支援体制の構築	○災害時における要配慮者の把握に努めます。 ○行政や地域活動団体相互の連携を図り、災害時などにおける地域の支援体制を構築します。	○隣近所などに、支援の必要な人がいるかどうか気をつけておきます。 ○個人情報の保護についての理解を深めます。 ○緊急時において、要配慮者がいる場合は、関係機関などに適切な情報を伝えます。
指定避難所等の確保と災害情報等の適切な提供	○地域において、防災や災害情報などの住民への周知に取り組みます。	○日頃から防災情報などの把握に留意します。 ○指定避難所等を確認しておきます。
消防団や自主防災組織の強化	○消防団への加入を促進し、活動強化を図ります。 ○自主防災組織を結成し、体制を充実させます。 ○関係機関と連携し、地域における防災訓練を行います。	○避難経路や指定避難所等を確認しておきます。 ○自主防災組織の活動や防災訓練に参加します。 ○消防団に加入します。
防犯・交通安全活動の推進	○子どもの見守り活動や地域の防犯活動・交通安全活動に取り組みます。	○防犯・交通安全に関する意識や知識を高めます。 ○子どもの見守り活動や地域の防犯活動などに参加します。

#### (4) 地域における福祉活動を支える環境・条件の整備

##### 【目指す姿】

地域において福祉活動が行いやすい環境・条件が充実してきています。

##### 【施策の方針】

地域において様々な福祉活動が展開されるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会など地域活動団体の支援を行うとともに、活動の場の確保・充実に取り組みます。

また、地域福祉活動が安心して行えるよう、ボランティア活動保険の普及啓発と加入促進を図ります。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
ア 地域活動 団体等の支 援（活性化）	①社会福祉協 議会の支援	○社会福祉協議会を支援するとともに、連携しながら、地域福祉の推進に取り組みます。	社会福祉課
	②自治会の支 援	○自治会を支援し、コミュニティの活性化や地域福祉活動を促進します。	魅力づくり推 進課
	③その他地域 活動団体等 の支援	○子ども会や老人クラブ、ボランティア団体、子育てサークルなどを支援します。 ○障がいのある人などの仲間づくり・グループ（組織）づくりを支援します。 ○NPO法人との連携に努めます。	社会福祉課 こども課 長寿保険課
	④地域活動の 運営基盤づ くりの支援	○地域活動団体の組織体制や担い手づくり、企画書・計画書づくり、活動資金の確保などに関する先進事例の紹介や学習機会の確保、各種助成制度に関する情報提供などに取り組みます。	魅力づくり推 進課 社会福祉課
イ 活動の場の確保・充実	○ひまわりプラザや福祉センター、シルバープラザ、公民館などの活用を促進します。 ○地域活動団体と連携しながら、活動の場・機会の確保・充実や情報提供に取り組みます。	こども課 長寿保険課 生涯学習課	
ウ 子ども の居場所・遊 び場 などの確保・充 実と活用	○放課後子供教室などの充実を図ります。 ○児童館や公園・広場、自然とふれあう場など、子どもの遊び場の確保・充実に努めます。 ○子育てサークルの育成やネットワークづくりの支援に取り組みます。	こども課 生涯学習課 都市整備課	
エ ボランティア活動保険の 普及と加入促進	○地域福祉活動での事故などに対応するため、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動保険の普及啓発と加入促進を図ります。	社会福祉課	

地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組 (期待すること)		
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～	
地域活動団体 等の支援(活 性化)	社会福祉協 議会の支援	○社会福祉協議会が中心になっ て、地域活動団体の連携や住民 参加を促進しながら、地域福祉 の推進に取り組みます。	○社会福祉協議会の活動に参加し ます。
	自治会の支 援	○自治会への参加を促進しなが ら、地域福祉活動などを推進し ます。 ○自治会の担い手を育てるととも に、住民の個性や能力などが発 揮できるように努めます。	○自治会の活動に参加します。 ○自治会活動の中で、できるだけ 自分の役割を担うようにしま す。
	その他地域 活動団体等 の支援	○地域福祉に関わる新たな仲間づ くり・グループづくりを進めま す。 ○活動の輪を広げながら、地域福 祉活動に取り組みます。 ○他の地域活動団体との情報交流 や連携に努めます。	○地域活動団体の情報を把握し、 自分の状況や個性などを踏まえ ながら、活動に参加します。
	地域活動の 運営基盤作 りの支援	○運営基盤の強化と活動の質的向 上を目指し、先進事例を学んだ り、助成制度による活動資金の 確保に取り組んだりします。	—
活動の場の確保・充実	○地域活動団体などの情報交流や 連携を図りながら、公共施設な どの有効活用を進めます。 ○活動の場の清掃美化を行うと ともに、集会所等の管理運営の効 率化と充実に努めます。	○仲間・友人などと気軽に集まっ て、楽しみながら語り合える場 に参加します。	
子どもの居場所・遊び場な どの確保・充実と活用	○放課後子供教室などに協力しま す。 ○自治会館の有効活用などによっ て、子どもの遊び場の確保に努 めます。 ○様々な子どもの遊び場などを利 用しながら、子育てや子育ての 仲間づくり・交流に取り組みま す。 ○子どもの見守りなどを通じ、安 心して楽しく遊べる環境をつく ります。	○子育てサークルづくりや子ども の見守りなどに参加します。 ○安全に留意しながら、自然体験 など、子どもに色々なことを体 験させます。	
ボランティア活動保険の 普及と加入促進	○社会福祉協議会が窓口となっ て、ボランティア活動保険への 加入を促進します。	○ボランティア活動保険に加入 し、ボランティア活動を行いま す。	

**【指標と目指す方向】**  
**基本目標2：つながりと支え合いの活動づくり**

指 標	参考(第2次計画での値) 平成26(2014)年	本計画での値 令和元(2019)年	目指す方向 令和6(2024)年度
防犯や子どもの見守りに関する活動への参加（現在または最近1年間） ○「参加した（参加している）」	13.6%	13.3% (第2次計画から：横ばい)	 (アップ)
災害時における要配慮者の支援体制の満足度 ○「満足」＋「まあ満足」	6.5%	8.6% (第2次計画から：増加)	 (アップ)
自治会の活動に対する満足度 ○「満足」＋「まあ満足」	34.5%	31.7% (第2次計画から：▲減少)	 (アップ)
活動の場に対する満足度 ○「満足」＋「まあ満足」	26.0%	32.4% (第2次計画から：増加)	 (アップ)

※第2次計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（平成26年8月実施）の値  
 ※本計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（令和元年8月実施）の値

**【達成を目指すSDGs】**



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）※を達成する。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）

「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを意味し、すべての人が経済的な困難を伴うことなく保健医療サービスを楽しむことを目指しています。

## 【達成を目指すSDGs（つづき）】



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱生（レジリエンス）及び適応力を強化する。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 17.17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

### 3 安心してサービスを利用できる条件づくり

#### (1) 情報提供の充実

**【目指す姿】**

**地域福祉などに関する情報が、住民一人ひとりに伝わっています。**

**【施策の方針】**

だれもが必要な情報を入手し、適切なサービスを選択できるよう、個人情報の保護に留意しながら、多様な手段で分かりやすく情報提供を図ります。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 多様な手段による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に関する冊子やパンフレット等を作成します。</li> <li>○広報やホームページによる地域福祉に関わる情報提供を行います。</li> <li>○出前講座の利用促進と内容の充実を図りながら、地域福祉に関する情報提供を行います。</li> <li>○住民に加え、地域活動団体、福祉サービス等の事業者にも情報提供を行います。</li> <li>○ICT（情報通信技術）を生かした情報提供に努めます。</li> </ul>	企画課 社会福祉課 生涯学習課
イ だれにも伝わる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人や高齢者等に配慮した情報提供に努めます。</li> <li>○手話通訳者・要約筆記者派遣事業などを普及させます。</li> <li>○外国人への福祉などの情報の提供や啓発に努めます。</li> </ul>	社会福祉課
ウ 地域活動団体の情報提供の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報やホームページの作成のノウハウを生かしながら、自治会やボランティア団体等が取り組む情報提供を支援します。</li> </ul>	企画課 社会福祉課
エ 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護法及び海田町個人情報保護条例を踏まえ、個人情報の適切な取り扱いと情報漏洩の防止を図ります。</li> <li>○個人情報の保護について、住民への普及・啓発に取り組みます。</li> </ul>	全体

**地域住民等の取組～共助・自助～**

区 分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組 (期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
多様な手段による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの地域活動団体において、住民等に対する情報提供を行います(周知を図ります)。</li> <li>○情報提供においては、個人情報の保護に留意します。</li> <li>○地域の企業として、就業者の福祉教育やボランティア活動に取り組めます。</li> <li>○出前講座を利用し、地域での学習や話し合いの場を確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報や回覧などに目を通します。</li> <li>○情報の受け手としてだけでなく発信者として、地域の生活課題などを行政や民生委員・児童委員などに伝えます。</li> <li>○出前講座に参加します。</li> <li>○隣近所の人や知人を誘って、出前講座に参加します。</li> </ul>
だれにも伝わる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供においては、だれもが情報を得やすいように、文字の大きさや表現方法などの工夫に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報を得にくい障がいのある人などへの理解を高めます。</li> <li>○手話通訳者・要約筆記者派遣事業を利用します。</li> </ul>
地域活動団体の情報提供の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会等において、定期的な「たより」などの作成に努めます。</li> <li>○社会福祉協議会などにおいては、ホームページの作成に努めます。</li> <li>○より分かりやすく、興味や関心を持ちたくなる情報提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報や回覧、ホームページなどによる情報を把握するようにします。</li> </ul>
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護について理解し、個人情報を適切に取り扱います。</li> </ul>	同左

## (2) 相談体制の充実

### 【目指す姿】

保健・福祉などに関する相談がしやすく、的確に行われています。

### 【施策の方針】

支援を必要とする人などが、安心して気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、各種相談窓口の充実と連携強化に努め、「福祉なんでも相談窓口（仮称）」を設置します。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 身近な相談体制の充実	○民生委員・児童委員をはじめ、住民に身近な相談体制について、住民への周知を図ります。	社会福祉課
イ 各種相談窓口の充実	○子育て支援や高齢者福祉、障がい者福祉、年金など、分野別の相談窓口の充実を図ります。	福祉保健部 (住民課, 社会福祉課, こども課, 長寿保険課, 保健センター)
ウ 各種相談窓口の連携強化と「福祉なんでも相談窓口（仮称）」の設置	○様々な問題が重なっている場合（複合的な問題・課題）、どこに相談してよいか分からない場合などに対応するため、「福祉なんでも相談窓口（仮称）」を設置します。 ○社会福祉協議会や様々な専門機関などと連携し、各種相談窓口相互の連携を図ります。	社会福祉課
エ 苦情の把握と解決への対応	○福祉サービスの内容や利用などに関する苦情の把握と適切な解決に対応できるよう、相談と一体的に体制の充実を図ります。	社会福祉課

#### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
身近な相談体制の充実	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員などによる、地域における相談活動に取り組みます。	○民生委員・児童委員など地域の相談員などの把握に努めます。 ○生活課題などが生じたときは、気軽に民生委員・児童委員などに相談します。

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組 (期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
各種相談窓口の充実	○自治会や民生委員・児童委員などは、地域における生活課題の把握に努め、その状況を海田町(社会福祉課など)に伝えるとともに、解決策などを考えます。	○生活課題などが生じたときは、各種相談窓口に出向き、相談します。
各種相談窓口の連携強化と「福祉なんでも相談窓口(仮称)」の設置	○社会福祉協議会において、海田町や様々な専門機関などと連携し、「福祉なんでも相談窓口(仮称)」を設置します。	○生活課題などが生じたときは、「福祉なんでも相談窓口(仮称)」などに相談します。
苦情の把握と解決への対応	○福祉サービス等の事業者は「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」を整備し、適切な苦情解決に努めます。	○福祉サービス等の利用などにおいて、納得がいかないことなどが生じた場合には、関係する窓口や「福祉なんでも相談窓口(仮称)」などで相談します。

### (3) 多様な福祉サービスの提供体制づくり

#### 【目指す姿】

**福祉ニーズ等に応じた各種サービスを、海田町内で利用することができる。**

#### 【施策の方針】

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公的サービスとの役割分担と連携を図りながら、社会福祉協議会やNPO、ボランティア、民間事業者などにおけるサービスの量の確保と質的向上を促進します。

なお、「サービスの質と量」に関わる公的なサービスについては、7つの関連計画（健康増進・食育、自殺対策、高齢者・介護、障がい者、障がい福祉・障がい児福祉、子ども・子育て、男女共同参画）に示しています。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

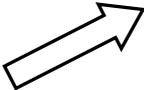
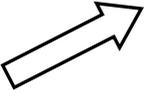
施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりや子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉において、保健・医療・福祉の連携を図り、要支援者に対して総合的なサービスを提供していく体制を強化します。</li> <li>○高齢者や障がい者、女性の就労や地域活動への参加などを促進するため、福祉・教育・労働などの分野の連携体制を強化します。</li> </ul> <p>※7つの関連計画に明記しているサービス（サービス提供体制）の充実</p>	福祉保健部 （住民課，社会福祉課，こども課，長寿保険課，保健センター）
イ 福祉専門職の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に関する体験学習の機会や講演会，情報提供を通じて，若い世代から高齢者まで，福祉及び福祉専門職に関する理解と関心を高めます。</li> <li>○福祉に関する研修会の開催や関連する情報提供などを通じ，福祉専門職の資質の向上を支援します。</li> <li>○介護・福祉ニーズの増大を考慮しながら，関係機関と連携し，福祉専門職の確保・育成に取り組みます。</li> </ul>	社会福祉課
ウ NPO・民間事業者の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海田町及び地域において必要な福祉サービス等に関する情報を適切に提供しながら，NPOや民間事業者による福祉サービス等の提供を促進します。</li> </ul>	社会福祉課 こども課 長寿保険課

**地域住民等の取組～共助・自助～**

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組(期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供体制づくり	○福祉サービス等の事業者は、相互に連携を図り、サービスを総合的かつ適切に提供する体制を強化します。	○住民として、また、サービス利用者として、サービス提供のあり方などについて提言します。
福祉専門職の確保・育成	○福祉サービス等の事業者として、職員の確保と資質の向上に取り組みます。	—
NPO・民間事業者の活動促進	○利用者のニーズなどを把握し、福祉サービスの提供などに努めます。	—

**【指標と目指す方向】**

**基本目標3：安心してサービスを利用できる条件づくり**

指標	参考(第2次計画での値) 平成26(2014)年	本計画での値 令和元(2019)年	目指す方向 令和6(2024)年度
「身近な相談体制の充実」に対する満足度 ○「満足」+「まあ満足」	12.1%	10.1% (第2次計画から：▲減少)	 (アップ)
「各種相談窓口の充実」に対する満足度 ○「満足」+「まあ満足」	13.5%	13.5% (第2次計画から：横ばい)	 (アップ)
「民間事業者の活動(介護サービス事業など)に対する満足度 ○「満足」+「まあ満足」	10.4%	10.7% (第2次計画から：横ばい)	 (アップ)

※第2次計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査(平成26年8月実施)の値

※本計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査(令和元年8月実施)の値

## 【達成を目指すSDGs】

3 すべての人に  
健康と福祉を



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

4 質の高い教育を  
みんなに



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

17 パートナリシップで  
目標を達成しよう



### <ターゲット（参考にする施策の方向性）>

- 17.17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 4 だれもが安心して暮らせる環境づくり

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### 【目指す姿】

心と施設・まちのバリアフリー化が進んでいます。

#### 【施策の方針】

ソーシャルインクルージョン\*の考え方を踏まえながら、心のバリアフリーを進めるとともに、広島県福祉のまちづくり条例などを踏まえ、公共施設のバリアフリー化や民間施設のバリアフリー化の促進に取り組みます。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 人権尊重のまちづくり (心のバリアフリー)	○人権教育や啓発に取り組みます。 ○男女共同参画や多文化共生についての情報提供や学習機会、交流機会の確保を図ります。 ○地域活動団体が行う人権に関わる学習機会、交流などを支援します。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
イ バリアフリーのまちづくりの推進	○公共施設のバリアフリー化を進めます。 ○バリアフリーに関する法律や条例、実施例などを情報提供し、啓発しながら、民間施設のバリアフリー化を促進します。	各公共施設担当課

#### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
人権尊重のまちづくり（心のバリアフリー）	○人権教育や学習機会などの確保に協力します。 ○人権に関わる学習機会、交流機会などの確保に取り組みます。	○人権尊重や男女共同参画などに関する知識や理解を高めます。 ○人権に関わる学習機会、交流機会などに参加します。 ○障がい者など日常生活で困っている人に声をかけて、必要に応じて手助けします。
バリアフリーのまちづくりの推進	○地域の危険箇所、障がい者等が移動しにくい道路・公共施設などを把握し、行政に改善を要望します。 ○広島県福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化に取り組みます。	○バリアフリーについての知識と理解を高めます。 ○地域における危険箇所などの把握に努め、自治会や行政に情報を提供します。

#### ※ソーシャルインクルージョン

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現つなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

## (2) 移動やコミュニケーションの支援

### 【目指す姿】

移動やコミュニケーションの支援の仕組みが充実しています。

### 【施策の方針】

だれもが自立した暮らしが送れるよう、コミュニティバスの利用促進及び高齢者・障がい者等の移動やコミュニケーションの支援に取り組みます。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア コミュニティバスの運行	○地域住民のニーズを考慮しながら、コミュニティバスの利便性を高めるとともに、利用促進に努めます。 ○コミュニティバスの運行ルートから外れる区域については、生活交通の確保について調査・研究します。	町民生活課
イ 移動の支援	○高齢者・障がい者等に対する移動支援サービスを実施します。	社会福祉課 長寿保険課
ウ コミュニケーションの支援	○社会福祉協議会などと連携し、手話奉仕員の養成に努めます。 ○手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。	社会福祉課

#### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
コミュニティバスの運行	○コミュニティバスの利用促進に協力します。 ○地域福祉活動などにおいて、移動を必要とする場合、目的地がルートにあれば、コミュニティバスを利用するプログラムの作成などを行います。	○コミュニティバスを利用します。 ○バスの乗降などがスムーズにできない人がいたら、声をかけて、必要に応じて手助けします。
移動の支援	○福祉サービス等の事業者として、利用者の立場に立って移動支援を行います。	○移動の困難な人がいたら、手助けします。
コミュニケーションの支援	○行政と連携しながら、社会福祉協議会として、手話奉仕員の養成に努めます。	○手話奉仕員の養成や手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する情報を把握します。 ○手話奉仕員の養成に参加します。

### (3) 権利擁護と虐待等の防止

#### 【目指す姿】

人権が大切にされ、安心して暮らせる条件が整っている。

#### 【施策の方針】

サービスを必要とする人が、適切にサービスを選択して利用できるよう、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、児童、高齢者、障がい者、女性などに対する虐待やDVの未然防止などに取り組みます。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 成年後見制度の普及啓発と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度に関する普及啓発を図り、制度の適切かつ円滑な利用を促進します。</li> <li>○成年後見制度に関する手続きの支援などを行います。</li> <li>○認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるために権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉・司法が連携する仕組みである地域連携ネットワークづくりに取り組みます。</li> </ul>	社会福祉課 長寿保険課
イ 虐待防止・DV対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関や地域活動団体と連携して、児童、高齢者、障がい者、女性などに対する虐待やDVを未然に防止するとともに、それらが生じた場合に迅速に対応します。</li> <li>○虐待やDVに関する相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>	社会福祉課 子ども課 長寿保険課

#### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
成年後見制度の普及啓発と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政と連携しながら、成年後見制度に関する普及啓発に取り組みます。</li> <li>○社会福祉協議会として成年後見制度法人後見事業の導入について調査・研究します。</li> </ul>	○成年後見制度に関する理解を深めます。
虐待防止・DV対策の強化	○関係機関などと連携して、虐待やDVの未然防止や早期発見に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権尊重とともに、虐待やDVの防止に関する知識や意識を高めます。</li> <li>○虐待やDVを受けたり、発見したりした場合は、関係機関に連絡・相談します。</li> </ul>

#### (4) 生活困窮者の支援と自殺対策

##### 【目指す姿】

みんなで大切ないのちと生活が支えられている。

##### 【施策の方針】

生活困窮等の実態の把握に努め、生活困窮者への支援を実施するとともに、「いのち支える海田町自殺対策計画」を踏まえながら、自殺対策の取組を進めます。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 生活困窮等の実態の把握	○生活困窮者の自立支援を実施するため、ハローワークや民生委員・児童委員、保育所、学校などと連携し、生活困窮等の実態の把握に努めます。	社会福祉課 こども課 保健センター 学校教育課
イ 生活困窮者の支援	○生活困窮の実態の把握に基づき、就労その他の自立に関する相談支援体制の充実を図り、適切かつ効果的な支援に努めます。	税務課 町民生活課 住民課 社会福祉課 こども課 保健センター 都市整備課 学校教育課
ウ 自殺対策	○「いのち支える海田町自殺対策計画」に位置づけている「基本施策」を推進するとともに、「重点施策」の各種事業に取り組みます。	保健センター

#### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
生活困窮の実態の把握	○社会福祉協議会や自治会などにおいて、プライバシーの保護に留意しながら、生活困窮などに関する情報の把握に努めます。	○生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは町の窓口や社会福祉協議会に相談します。
生活困窮者の支援	○生活困窮者の自立を支援し、さらに地域活動への参加を促進します。	○生活に困りごとや不安を抱えている場合は、町の窓口や社会福祉協議会に相談し、自立に向けた事業等を適切に利用します。
自殺対策	○声かけや多くの人が参加・交流する取組を進めます（孤独・孤立の予防）。	○生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは町の窓口や社会福祉協議会に相談します。

**【指標と目指す方向】**  
**基本目標4：だれもが安心して暮らせる環境づくり**

指 標	参考(第2次計画での値) 平成26(2014)年	本計画での値 令和元(2019)年	目指す方向 令和6(2024)年度
人権尊重のまちづくりに対する満足度 ○「満足」＋「まあ満足」	10.9%	9.3% (第2次計画から:▲微減)	 (アップ)

※第2次計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（平成26年8月実施）の値  
 ※本計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（令和元年8月実施）の値

**【達成を目指すSDGs】**



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンス\*を含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

※マイクロファイナンス

開発途上国の貧困層に対して小口融資を提供することで経済的自立をサポートするサービスです。

4 質の高い教育を  
みんなに



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

11 住み続けられる  
まちづくりを



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

- 11.2 2030年までに、脆弱的な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

## 5 包括的な支援体制づくり

### (1) 地域住民等が地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備

#### 【目指す姿】

みんなが地域や暮らしに関心を持ち、生活課題の解決に協力している。

#### 【施策の方針】

地域住民等が地域生活課題の把握・解決に取り組む環境を高めるため、その発見や専門機関等へのつながりを担う人材の確保・育成とともに、自治会をはじめ地域活動団体等の活性化を促進します。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ア 地域生活課題の発見・把握の人とネットワークづくり	<p>○地域生活課題を発見したり、海田町や関係する専門機関につないだりする人材の確保・育成に努めます。</p> <p>&lt;人材（地域住民）の候補&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員</li> <li>・自治会の担い手、福祉委員</li> <li>・ボランティアの担い手 など</li> </ul> <p>&lt;専門的な職能、機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師（保健センター）</li> <li>・生活支援相談員（社会福祉協議会）</li> <li>・介護・福祉サービス事業所の専門職</li> <li>・保育所、保育士</li> <li>・子育て支援センター など</li> </ul> <p>○地域生活課題の解決やその糸口を見いだすため、人材・機関のネットワーク（情報交換の場や仕組み、交流機会など）の構築の調査・研究に取り組みます。</p>	社会福祉課
イ 地域活動団体等の活性化	<p>○自治会への加入促進、地域行事の継承・充実など、地域活動団体の活性化に向けた支援に努めます。</p> <p>○地域福祉を担う中心的な組織となるよう、個々の自治会と合わせて、校区連合会、自治会連合会の活性化を促進します。</p> <p>○ボランティアなど福祉を支える人材・団体の育成・支援に努めます。</p>	魅力づくり推進課 社会福祉課
ウ 民間企業等との連携	<p>○民間企業やNPO法人等が業務の中で把握した地域生活課題に関する情報が得られるよう、民間企業やNPO法人等との協定の締結などを検討します。</p> <p>○得られた情報については、個人情報保護に留意しながら、地域における的確な福祉活動につないでいきます。</p>	社会福祉課

**地域住民等の取組～共助・自助～**

区 分 公助(施策・事業) との連携	地域・住民の取組 (期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助(共助につながる取組)～
地域生活課題の発見・把握 の人とネットワークづくり	○自治会をはじめ地域活動団体等において、地域生活課題を発見する体制を充実させるため、勉強会(出前講座)などの開催を図ります。	○地域福祉に関する勉強会(出前講座)などへ参加します。
地域活動団体等の活性化	○自治会をはじめ地域活動団体等において、担い手の確保・育成などに取り組みます。	○自治会へ加入し、活動に参加します。
民間企業等との連携	○民間企業等として、地域生活課題に関する情報提供などに関し、海田町と協定を結びます。	—

## (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止められる体制の整備

### 【目指す姿】

困りごとや悩みなどを安心して相談できる仕組みが整っている。

### 【施策の方針】

住民が困りごとや悩みなどを安心して相談できるよう、アウトリーチ\*を含め専門的な職能による生活課題の把握に努めるとともに、社会福祉協議会と連携し、「福祉なんでも相談窓口（仮称）」を設置し、地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめられる仕組みをつくりまします。

### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
ア 専門的な職能による生活課題の把握と対応	①保健師の地区担当制の導入	○小学校区ごとに、保健師が地区を担当し、住民の健康づくりを促進するとともに、地域生活課題の把握し、支援します。	保健センター
	②地域支え合いコーディネーターの確保の検討	○社会福祉協議会と連携し、要配慮者に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、地域生活課題を解決するための支援を行う地域支え合いコーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー*）の確保・育成を検討します。	社会福祉課
イ 「福祉なんでも相談窓口（仮称）」の設置	○社会福祉協議会や様々な専門機関などと連携し、「福祉なんでも相談窓口（仮称）」を設置します。	社会福祉課	

### 地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業)との連携	地域・住民の取組（期待すること）	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助（共助につながる取組）～
専門的な職能による生活課題の把握と対応	○保健師や地域支え合いコーディネーターと自治会等の連絡や意思疎通を密に行います。	○気軽に保健師や地域支え合いコーディネーターに相談します。
「福祉なんでも相談窓口（仮称）」の設置	○社会福祉協議会において、総合的な相談体制の充実を図るとともに、「福祉なんでも相談窓口（仮称）」を設置します。	○（複合化した）生活の困りごとや不安を抱えている場合、どこに相談して良いか分からない場合は、「福祉なんでも相談窓口（仮称）」などに相談します。

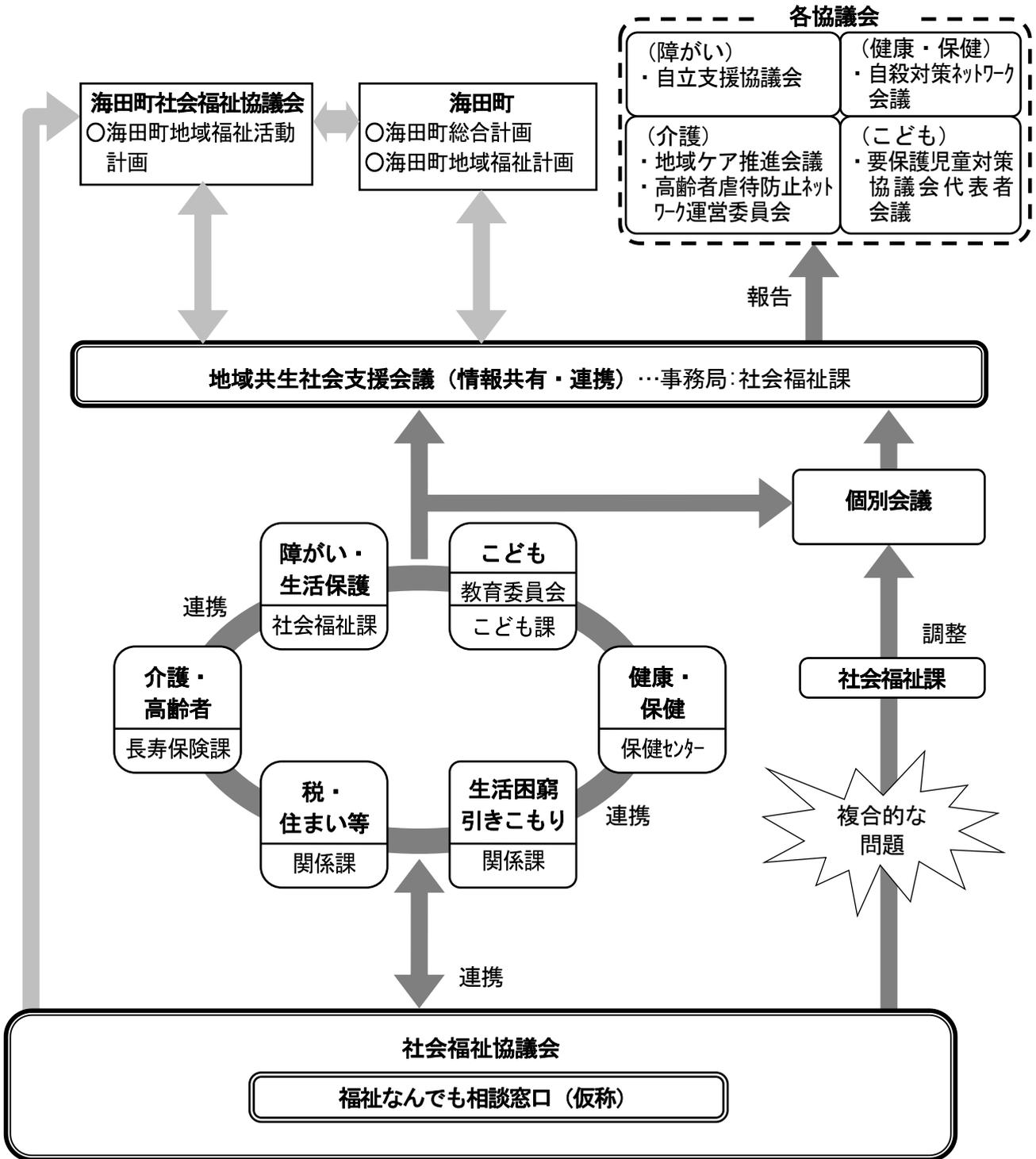
#### ※アウトリーチ

積極的に対象者のいるところに向いて働きかけることをいいます。

#### ※コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)

支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、地域生活課題を解決するための支援をします。

【「福祉なんでも相談窓口（仮称）」のイメージ】



### (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備

#### 【目指す姿】

**重層的なセーフティネットや包括的な相談支援体制が整っている。**

#### 【施策の方針】

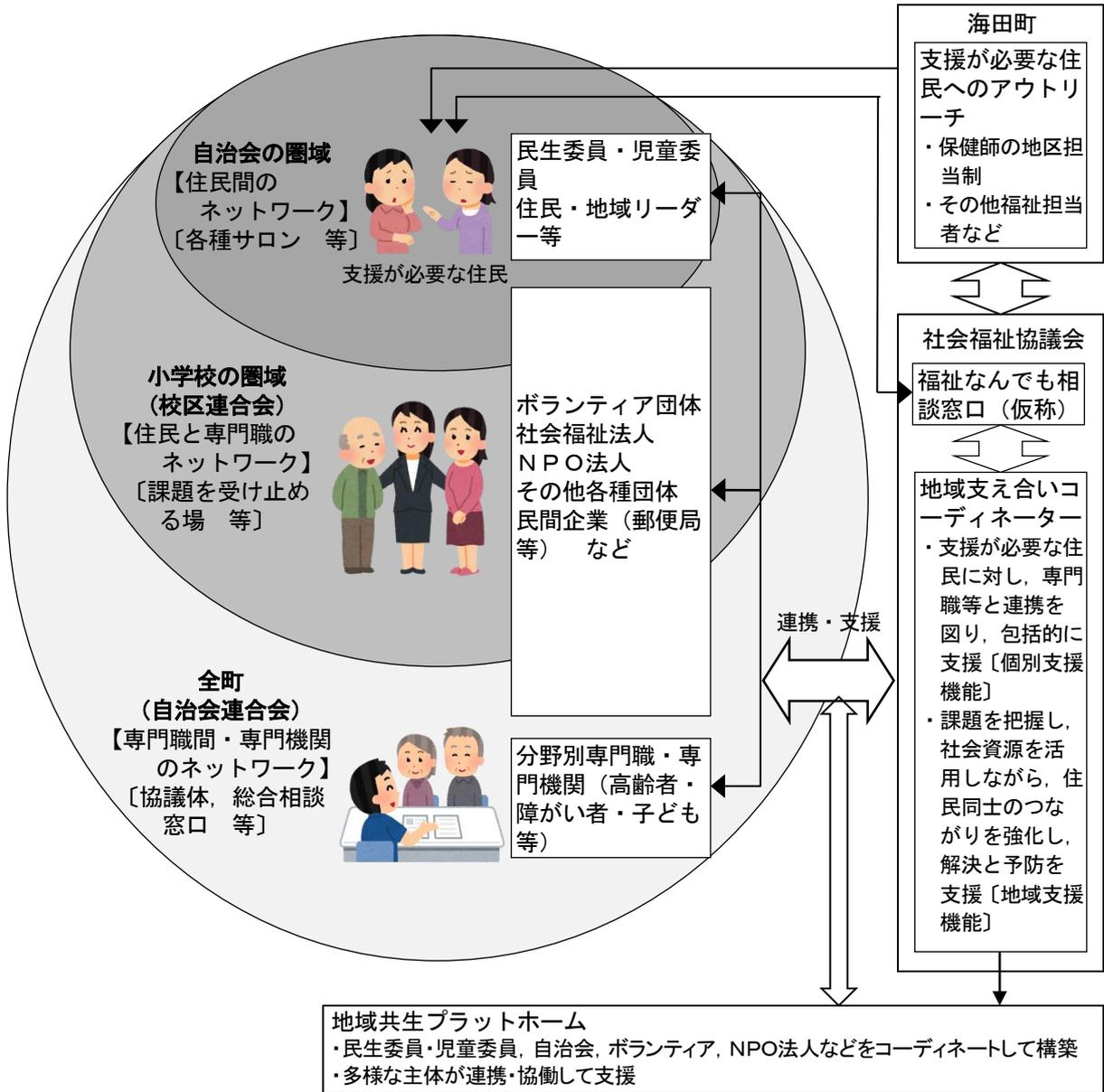
地域生活課題のうち、個々の部署、機関等での対応が難しいケース、複合的で複雑なケース、制度の狭間にあるケースなどについて、関係機関が協働して包括的に課題解決に取り組む相談支援体制の構築を図ります。

また、地域住民等と各相談支援機関、海田町等が分野を超えて連携し、支援することができる支え合いのネットワークの充実・強化に取り組みます。

#### 海田町（行政）の取組～公助～

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課	
ア 包括的・総合的な相談支援体制の整備	○介護、子育て、障がい者福祉、健康づくり、自殺・生活困窮者対策などに関する部署、関係機関が協働して包括的に地域生活課題を受けとめる相談支援体制の整備を図ります。	社会福祉課	
イ 地域支え合いネットワークの充実・強化	○地域住民等と各相談支援機関、海田町等が分野を超えて連携し、概ね自治会レベル、小学校レベル、全町レベルで地域福祉に取り組む地域支え合いネットワークの充実・強化に取り組みます。 ○地域支え合いネットワークを全体的にコーディネートする体制として、それを中心的に支える人材である地域支え合いコーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の確保・育成を検討します。 ○地域共生社会の実現に向けて、支援する地域住民等と支援を必要とする住民が結びつく場所であり、多様な主体が連携・協働して支援する地域共生プラットフォームの構築を促進します。	社会福祉課	
ウ 人材の確保・育成	①福祉を支える人づくり（再掲）	※本章1（2）ア～エ ・民生委員・児童委員の確保と活動支援 ・ボランティアの育成など住民活動等の支援 ・地域リーダーの育成 ・地域活動への参加の促進と担い手づくり	魅力づくり推進課 防災課 社会福祉課
	②研修会等の開催	○地域福祉活動の担い手、相談支援機関、海田町職員などを対象とした地域福祉に関する研修会等の開催に取り組みます。	社会福祉課

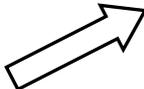
【地域共生社会の実現に向けた地域支え合いネットワーク（包括的な支援体制）の目標像】



地域住民等の取組～共助・自助～

区分 公助(施策・事業)との連携	地域・住民の取組 (期待すること)	
	地域の取組 ～共助～	住民一人ひとりの努力 ～自助 (共助につながる取組)～
包括的・総合的な相談支援体制の整備	○社会福祉協議会、医療機関関係者などにおいて、相談支援体制の整備に協力します。	—
地域支え合いネットワークの充実・強化	○自治会、各種団体、ボランティア団体、民間企業などにおいて、相互に連携を図りながら、地域福祉活動に取り組みます。 ○多様な主体が連携し、地域共生プラットフォームの構築に取り組みます。	○近所づきあいを大切にします。
人材の確保・育成	○社会福祉協議会において、地域福祉の担い手の確保・育成に取り組みます。	○地域リーダーの育成の研修会などに参加します。

**【指標と目指す方向】**  
**基本目標 5：包括的な支援体制づくり**

指 標	参考(第2次計画での値) 平成26(2014)年	本計画での値 令和元(2019)年	目指す方向 令和6(2024)年度
地域ネットワーク（自治会、ボランティア団体などの交流や協力）に関する満足度 ○「満足」＋「まあ満足」	11.3%	10.7% (第2次計画から：▲微減)	 (アップ)

※第2次計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（平成26年8月実施）の値  
 ※本計画での値：海田町の地域福祉に関するアンケート調査（令和元年8月実施）の値

**【達成を目指すSDGs】**



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護，質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。



＜ターゲット（参考にする施策の方向性）＞

17.17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした，効果的な公的，官民，市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

## 第5章 計画の推進方策

### 1 計画の周知と共有化

本計画を推進していくためには、行政の取組と合わせて、住民、地域活動団体、関係機関など地域福祉を担う主体が、それぞれの取組をより充実させながら展開していくことが求められます。

加えて、それぞれの主体が地域共生社会の実現に向け、その役割や特性を認識しながら、共通の目標に向かって連携して取り組むこと（協働）によって、より効果的かつ効率的な展開が可能となります。⇒第4章「5 包括的な支援体制づくり」を参照

#### (1) 計画の情報提供と周知

計画を推進していくための第一歩として、住民、地域活動団体などへ計画内容などの情報を提供し、周知を図ります。

#### (2) 地域福祉を担う主体の役割の認識と発揮

地域福祉を担う主体としては、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、福祉関係の団体、ボランティア、NPO法人、サービス事業者、民間企業などがあり、それぞれの役割を認識し、地域福祉の観点から、その役割が発揮できるよう、情報提供や啓発、活動の支援に努めます。

#### (3) 庁内の連携

地域福祉は、児童・高齢者・障がい者福祉に加え、子育て、教育、人権、防災など様々な分野に関わる内容のものであり、関係各課等との連携を図りながら、施策を展開します。

#### (4) 具体化のプロセスからの情報提供と住民参加の促進

本計画に位置づけている施策の具体化においては、地域福祉活動の立ち上げの段階（プロセス）から、個人情報の保護などに留意しながら、地域住民等への福祉などに関する情報提供を行い、協力・参加を促進します。

## 2 計画の進行管理

本計画を推進していく過程では、計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）の考えによる施策の推進と管理に努めます。

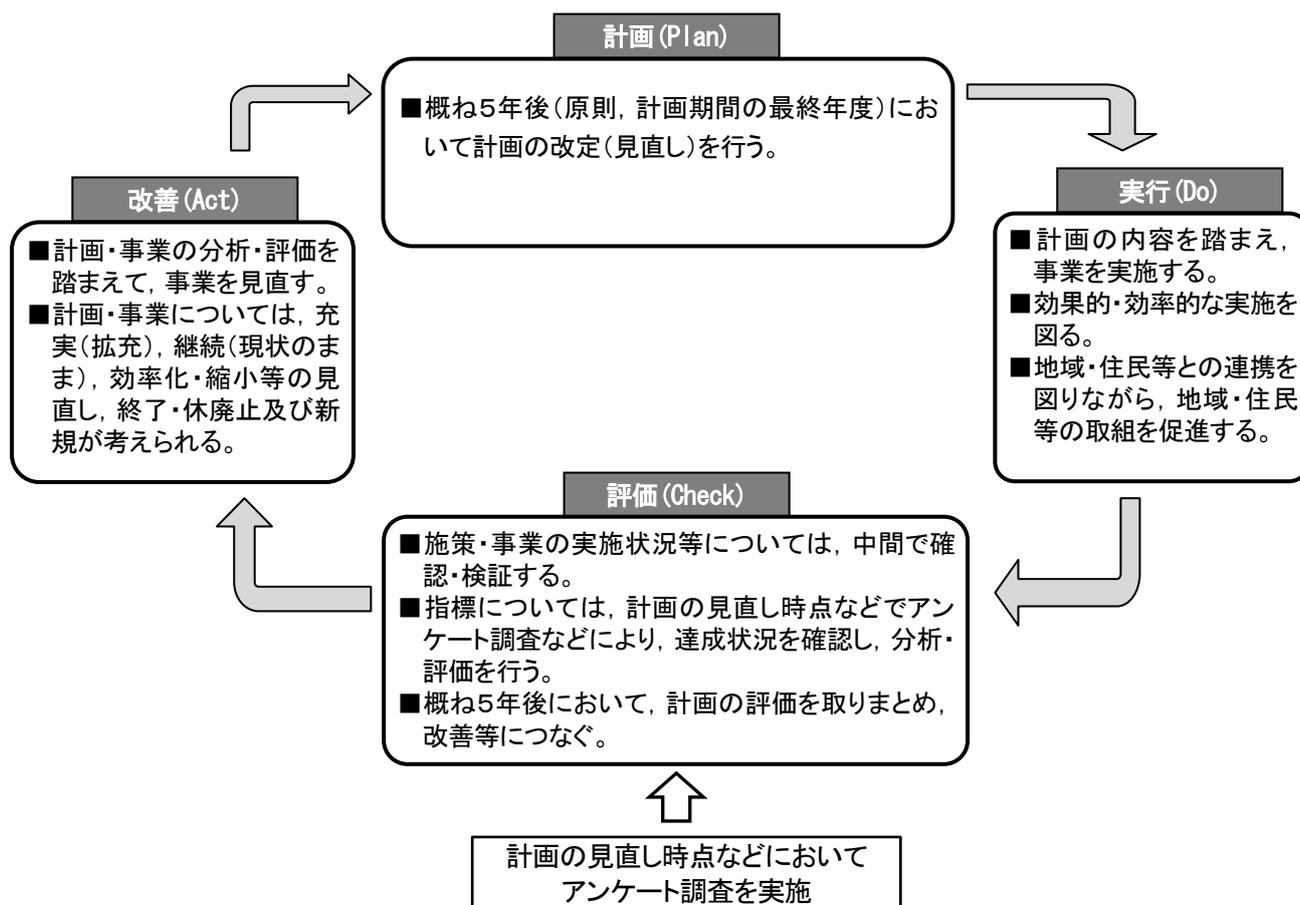
また、地域住民等にわかりやすく情報を提供し、説明を行いながら、効率的で効果的な町政運営を行うため、行政評価や事務事業評価を取り入れ、地域福祉を推進します。

さらに、計画の実施の段階では、限られた財源と人員を有効に活用し、施策のより効果的かつ効果的な実施を図るため、新規事業や拡充事業などについては施策の優先順位を検討します。

その上で、本計画に位置づけている施策・事業の実施状況やその評価などを中間で確認・検証し、施策・事業の次への展開に役立てていきます。

なお、計画（施策・事業）の評価に関しては、計画の見直し時点などにおいて、アンケート調査を実施し、住民の満足度などの把握及びこれまでの調査結果との比較検討を行います。

【PDCAサイクルのプロセス】



# 資料編

- I 計画策定の経過
- II 海田町地域福祉計画策定協議会設置要綱
- III 海田町地域福祉計画策定協議会委員名簿

## I 計画策定の経過

年 月 日	策定の経過（要点）
令和元(2019)年 7月12日（金）	海田町地域福祉計画策定協議会（第1回） <議題> ○第3次海田町地域福祉計画の策定に向けて ○策定スケジュールについて ○海田町の地域福祉に関するアンケート調査について
8月1日（木）～ 8月26日（月）	地域福祉に関するアンケート調査の実施 ※9月9日（月）到着分まで集計に反映
11月7日（木）	海田町地域福祉計画策定協議会（第2回） <議題> ○アンケート調査結果について ○素案（第1章から第3章）について
令和2(2020)年 1月29日（水）	海田町地域福祉計画策定協議会（第3回） <議題> ○素案について
2月12日（水）～ 2月25日（火）	第3次海田町地域福祉計画（案）のパブリックコメントの実施
3月5日（木）	海田町地域福祉計画策定協議会（第4回） <議題> ○第3次海田町地域福祉計画（案）について

## Ⅱ 海田町地域福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項，地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項，地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定等について協議するため，海田町地域福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は，次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 地域福祉計画に関する事項
- (2) 前項に定めるもののほか，町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は委員12名以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 福祉・保健・医療団体関係
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は，委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き，委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは，協議会の会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は，福祉保健部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成20年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和元年6月20日から施行する。

### Ⅲ 海田町地域福祉計画策定協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
福祉・保健・ 医療団体関 係	楠 岡 公 明	海田町医師会	会長
	山 本 昭	海田町社会福祉協議会	会長
	海老原 由 訓	海田町身体障害者福祉協会	副会長
	俵 尚 子	海田町民生委員児童委員協議会	会長
地域住民	山 岡 崇 義	海田町自治会連合会	会長
	佐々木 登貴子	人権擁護委員	
	森 本 伸 子	子育て支援サークル くすくす	代表
学識経験者	水 馬 朋 子	県立広島大学	准教授
	渡 辺 晴 子	広島国際大学	准教授

会 長 一 山本委員

副会長 一 水馬委員

### 第3次海田町地域福祉計画

---

令和2(2020)年3月

発行 海田町  
編集 海田町福祉保健部社会福祉課  
〒736 - 8601  
広島県安芸郡海田町上市14番18号  
TEL (082) 823 - 9207 FAX (082) 823 - 9627  
URL <http://www.town.kaita.lg.jp/>  
E-mail : [hukushi@town.kaita.lg.jp](mailto:hukushi@town.kaita.lg.jp)

---



海田町